

第1回調整

**津市地域防災計画
(案)**

[震災対策編]

第3編 災害応急対策計画

平成17年11月17日

津市地域防災計画（案）

〔震災対策編〕

目 次

第1編 総 則
第1章 計画の方針
第1節 計画の目的
第2節 計画の基本方針
第3節 計画の構成
第4節 計画の効果的な推進
第5節 計画の修正
第2章 防災関係機関
第1節 防災関係機関の責務
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
第3章 市民の責務と事業所の役割
第1節 市民の責務
第2節 事業所の役割
第4章 津市の特性
第1節 自然的条件
第2節 社会的条件
第3節 対象とする災害
第4節 地震の想定
第5節 災害の記録
第2編 災害予防計画
第1章 災害に強いまちづくり
第1節 災害に強いまちづくりの計画的な推進
第2節 建築物等災害予防計画
第3節 公共施設・ライフライン施設災害予防計画
第4節 火災予防計画
第5節 危険物施設等災害予防計画
第6節 地盤災害等予防計画
第7節 津波災害予防計画
第2章 地域防災力の育成
第1節 防災意識・防災知識の普及

第2節 防災訓練の実施	
第3節 自主防災組織の育成・強化	
第4節 事業所による自主防災体制の整備	
第5節 消防団による地域防災体制の整備	
第6節 ボランティア活動支援への環境整備	
第7節 災害時要援護者対策	
第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策	
第1節 避難計画の作成	
第2節 危険性の周知	
第3節 避難所等の指定	
第4節 避難所等の防災拠点の整備	
第5節 避難誘導体制の確立	
第6節 避難所の管理運営体制	
第4章 災害に備える体制の確立	
第1節 災害対策本部	
第2節 情報の収集・伝達体制	
第3節 防災担当者の育成	
第4節 防災訓練の実施	
第5節 広域的な相互応援体制の整備	
第5章 災害応急対策・復旧への備え	
第1節 消火・救助・救急対策	
第2節 災害時医療対策	
第3節 緊急輸送活動対策	
第4節 緊急物資確保対策	
第5節 消毒・保健衛生・廃棄物の処理体制の整備	
第3編 災害応急対策計画	88
第1章 災害時応急活動	88
第1節 活動体制の確立	88
第2節 災害情報の収集・伝達	91
第3節 通信の確保	99
第4節 応援要請	100
第5節 広報活動	103
第6節 避難対策活動	105
第7節 消防救急救助活動	111
第8節 水防活動	113
第9節 被災宅地建物の応急危険度判定	114
第10節 輸送及び交通確保対策	115
第11節 障害物の除去	119

第 12 節 飲料水の確保、調達	121
第 13 節 食料の確保、調達	123
第 14 節 生活必需品の確保、調達	125
第 15 節 医療・救護活動	126
第 16 節 消毒・保健衛生・廃棄物の処理活動	130
第 17 節 遺体の搜索・処理・埋火葬	134
第 18 節 犬、猫、特定動物等の保護及び管理	136
第 19 節 住宅の応急確保対策	137
第 20 節 公共施設・ライフライン施設等応急対策	138
第 21 節 危険物による二次災害防止対策	147
第 22 節 応急教育対策	149
第 23 節 災害時要援護者への支援	151
第 24 節 災害ボランティアの受け入れ	153
第 25 節 災害義援金・義援物資の受け入れ	154
第 26 節 災害救助法の適用	155
第 2 章 自衛隊の災害派遣	157
第 1 節 災害派遣の要請	157
第 2 節 派遣部隊の受け入れ体制	159
第 3 節 派遣部隊の業務及び撤収	160
第 4 編 災害復旧・復興対策	
第 1 章 災害復旧対策	
第 1 節 復旧・復興の基本方向の決定	
第 2 節 迅速な原状復旧の進め方	
第 2 章 復興計画	
第 1 節 復興計画の進め方	
第 2 節 被災者等の生活再建等の支援	
第 3 節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援	
第 5 編 重点的な取り組み	
第 1 章 強い揺れから身を守る対策	
第 1 節 建物の倒壊から身を守る	
第 2 節 家具等の転倒から身を守る	
第 3 節 揺れを感じたときの行動を身につける	
第 4 節 火災による被害をおさえる	
第 2 章 津波から避難する対策	
第 1 節 津波の危険性を知る	
第 2 節 津波から避難をする	

第3節	避難の安全性を高める
第3章	震災に強い人・避難する対策
第1節	学校・地域での防災教育
第2節	防災のエキスパートの養成
第3節	地域防災拠点の整備

第3編 災害応急対策計画

東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震が発生した場合、交通、通信が寸断されることが想定されるため、交通、通信等が途絶していても迅速に災害対策本部等を立ち上げ、的確な災害応急対策を実施する。

第1章 災害時応急活動

第1節 活動体制の確立

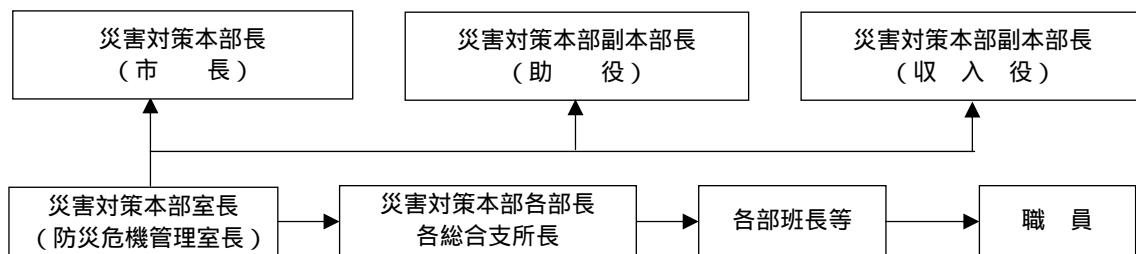
地震発生時に効果的な応急活動を実施するため迅速な初動体制の確立を図る。

1 配備の伝達

地震が発生した場合、災害対策本部各部があらかじめ定めた配備計画に基づき、下記の連絡系統で職員を非常招集し、初動活動体制を整える。

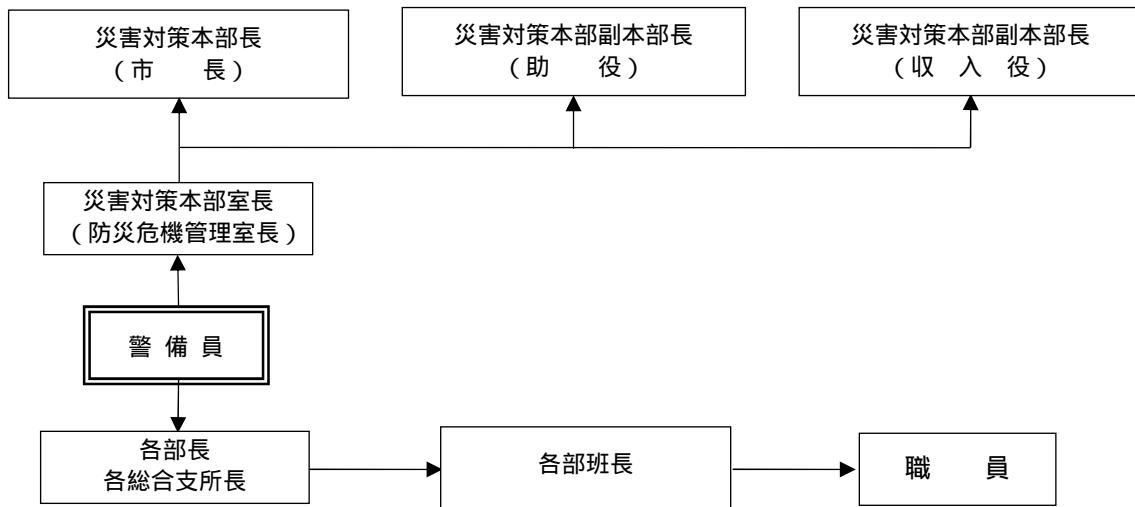
(1) 勤務時間内

勤務時間内において配備指令が出された場合は、災害対策本部室長より、災害対策本部各部長に伝達し、各部付班長等を経て各職員に伝達するとともに、庁内放送等で速やかに伝達する。



(2) 勤務時間外

勤務時間外において配備指令が出された場合は、災害対策本部室長より災害対策本部各部長等に伝達し、関係部長等は所属する災害対策本部員等に伝達する。



2 職員の動員・参集

(1) 勤務時間外における職員の招集

- (ア) 勤務時間外における職員の招集のための連絡通知は、電話によるとともに、あらかじめ各部各班において、各職員に対する参集場所及び伝達系統の短縮・複数系統化等連絡方法を確立しておかなければならぬ。
- (イ) 招集不能幹部職員が出ることが予想されるため、業務代行者の設定をしておかなければならぬ。
- (2) 本部員は常に予報及び警報やその他の状況に注意するとともに、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、自己の所在を明らかにしておき、直ちにその任務に応ぜられるように心得ておかなければならぬ。
- (3) 全職員は、勤務時間外、休日等において、非常体制に対応する災害の発生又は発生するおそれがあることを知った場合は、本部から招集のない場合であっても、自ら所属機関へ参集する。
- (4) 交通の途絶により所属機関への参集が不可能な場合には、最寄りの機関に自主的に参集し、当該機関の長の指示を受け、災害応急対策に従事する。
- (5) 緊急事態において、参集不能職員の安否を把握することは重要であるので、確認の通信手段を確立しておかなければならぬ。
- (6) 災害により家族が死亡又は傷害を受けた場合は、必要な措置を講じた後に本部に参加するものとする。
- (7) 夜間休日等において第二配備体制に準ずる緊急事態が発生した場合、これに対処するため、あらかじめ本部長が指名した本庁あるいは支所至近距離に居住する職員を緊急要員として配備する。

3 勤員状況の報告

各部長は職員の勤員状況を速やかに把握し、以下の事項を本部室に報告する。

- ・部、課名
- ・動員連絡済人員数
- ・動員連絡不能人員数及び地域
- ・登庁人員数
- ・登庁不能のため最寄りの出先機関に非常参集した人員
- ・その他

4 職員の留意事項

夜間・休日等に非常招集を受けた職員は、次の事項に留意して迅速に勤務職場（あらかじめ参集場所を指定されたものを除く。）に参集し、災害対策業務に従事しなければならない。

(1) 出勤時の服装等

出勤時には防災活動に支障のない安全な服装とする。

(2) 出勤途上の緊急措置

職員は、出勤途上において火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇したときは、最寄りの消防機関又は警察等へ連絡通報するとともに、人命救助等適切な措置をとるものとする。

(3) 職員は、出勤途上において災害発生状況や被害状況等の情報収集を行い、災害対策本部室へ報告するものとする。

施設を管理する部局にあっては、それぞれの管理する施設の被害状況について情報収集を行い、災害対策本部室へ報告するものとする。

(4) 非常体制以外で、配備に就く必要がないとされる職員であっても、自己の住所地付近の状況把握に努め、被害等について、災害対策本部へ通報する。

また、いつでも配備に就けるよう待機する。

5 職員の福利厚生

(1) 各部は、災害対策に従事する職員の健康管理、勤務条件等を考慮するとともに、他市町村等の職員の応援受入に際しても、福利厚生について配慮する。

(2) 各部は、災害対策に従事する職員の勤務時間等を把握、管理し、適宜要員の交代等を行うことにより、従事する職員の健康管理に努める。

第2節 災害情報の収集・伝達

市及び防災関係機関は、地震発生時に相互に連携し、被害状況を早期に収集して、被害規模を把握する。また、応急対策実施に必要な情報を他の防災関係機関に伝達する。

1 情報収集・連絡手段

(1) 情報収集・連絡

市は、県消防防災ヘリコプターを含む消防機関、警察署、自治会、自主防災会その他防災関係機関からの情報入手、災害現地への職員派遣、職員の登庁途上での目視等により、被災地や被害規模等の把握に努める。

防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて、それぞれの所掌する災害情報の収集に努めるものとする。

また、収集した情報は、迅速に災害対策本部に連絡するものとする。

(2) 情報の連絡手段

防災関係機関は、三重県防災情報システム、電話、ファクシミリ、防災行政無線、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡するものとする。

(3) 情報の共有化

防災関係機関は、G I S やインターネットなどを利用して情報の共有化を図る。

(4) 必要な情報の種類

災害の概況

発生場所 発生日時 災害種別

被害の状況

人的被害、住居被害など

ライフラインの被害状況

応急対策の状況

応援の必要性

災害対策本部各部の活動状況

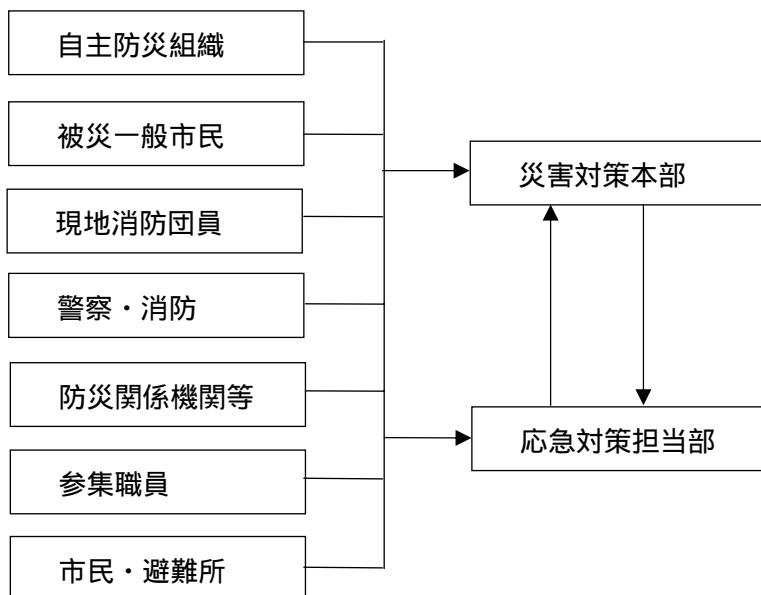
消防、水防、救急救助等消防機関の活動状況

避難準備に必要な情報

避難所の設置状況（自主避難の状況を含む）

実施した応急対策

(情報収集の流れ)



大規模な地震発生時で情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線家、インターネットやパソコン通信の利用者といった通信ボランティアの協力を得る。

(参考) 主要交通機関の災害速報

災害時における主要交通機関の運行状況等は、必要に応じ次の機関により収集する。

(1) 東海旅客鉄道株式会社

ア 昼間

広報室（電話 052-564-2330）

イ 夜間

東海総合指令所（電話 052-564-3686）

(2) 近畿日本鉄道株式会社

ア 平日の昼間

近畿日本鉄道株式会社近鉄名古屋輸送統括部運転車両部（電話 0593-54-7011）

イ 平日の夜間及び土、日、祝日

近畿日本鉄道株式会社鉄道事業本部名古屋輸送統括部運転指令（電話 0593-54-7022）

鉄道路線全線

(3) 三重交通株式会社

ア 昼間

三重交通株式会社運転保安部運転指導課（電話 059-229-5537）

イ 夜間

三重交通株式会社津営業所（電話 059-228-2079）

バス路線全線

(4) 伊勢鉄道株式会社

伊勢鉄道株式会社本社（電話 0593-83-2112）

2 情報収集体制

災害の発生に伴い、速やかに被害の状況を掌握し、あわせて応急対策の迅速かつ適切な推進を図るため、各部各班において、津市災害対策本部に関する条例施行規則に基づき被害状況の調査を実施する。

3 被害状況等の報告

(1) 災害の報告

災害に伴う被害状況は、災害対策基本法及び災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号）火災・災害等速報要領（昭和59年10月15日消防防第267号）に基づき県に報告するものとする。

(2) 報告責任者

ア 災害情報及び被害報告は、災害対策の基本となるものであるから、災害対策本部各部長はあらかじめ報告の責任者を定めておき、災害対策本部情報収集班長に報告するものとする。

イ 情報収集班長は報告を取りまとめ、遅延なく津地方県民局に報告するものとする。

(3) 報告の内容及び要領

ア 概況報告

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、資料編別表（1）に基づく内容とする。

特に、以下の(ア)～(オ)に該当する災害が発生した場合には、速やかに報告するものとする。

(ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの。

(イ) 市が災害対策本部を設置したもの。

(ウ) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの。

(エ) 災害による被害が軽微であっても、今後上記(ア)～(ウ)の要件に該当する災害に発展するおそれのあるもの。

(オ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの。

イ 災害速報

被害状況が判明次第、逐次報告するもので、資料編別表（2）及び別表（3）に基づく内容とする。

ウ 被害報告

(ア) 中間報告

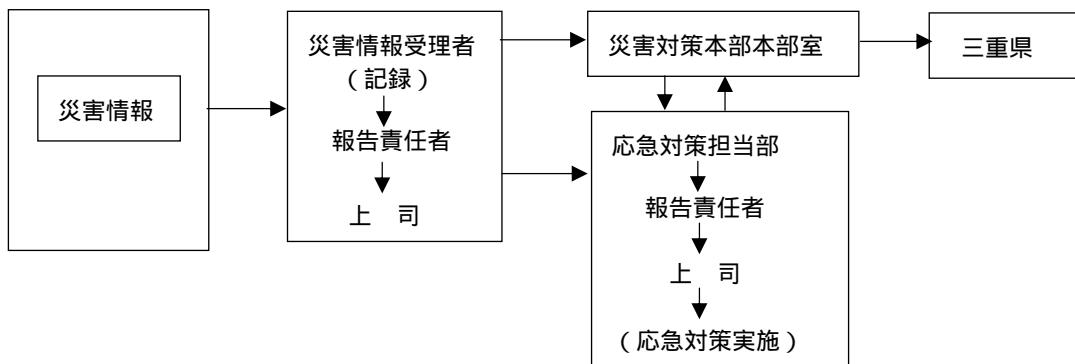
前記ア・イの速報の段階において報告を求められたときは、その都度、所定の様式または項目により県関係機関に報告する。

(イ) 確定報告

被害状況の最終報告であり、法令、その他所定の様式、方法（時期）に基づき報告する。

報告要領は、(ア) 中間報告のとおりとする。

〔災害報告系統図〕



被 害 項 目		報 告 基 準
人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
	行 方 不 明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	負傷者 (重傷者)	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月末満で治療できる見込みの者。なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。
	(軽傷者)	
建 物 被 害	住 家	現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、社会通念上の住家であるか否かを問わない。
	世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
	全 壊 (全焼)	住家がその居住するための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が著しく、補修により元通りに再利用することが困難なもので、具体的に住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。
	半 壊 (半 燃)	住家がその居住のための基本的機能の一部を滅失したもの、すなわち、住家の損壊が著しいが、補修すれば元通りに再利用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
	一部 損 壊	住家の損壊程度が半壊に至らないもの。ただし、窓ガラス2~3枚程度割れたものは除く。
	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。
	床 下 浸 水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの。
	非 住 家 の 被 害	非住家（住家以外の建物）のうち全壊、半壊程度の被害を受けたもの。なお、官公署、学校、公民館、神社仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。「公共建物」とは、例えば、市庁舎、公民館公立保育園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
そ の 他 被 害	その 他	「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	田 畑 被 害	耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの。
	埋 没	
	冠 水	植付け作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	文 教 施 設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育に供する施設をいう。
道 路	道 路	「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたもの。
		「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。

	橋りょう	「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 「橋りょう流失」とは、橋梁の一部又は全部が流失し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
	河川	「河川」とは、河川法(明治30年法律第29号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいはため池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂防	「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設及び同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	「清掃施設」とは、ごみ処理及び屎尿処理施設とする。
	鉄道	「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。
その他被害	電話	「電話」とは、通信不能になった一般回線数のうち最大時の回線数をいう。
	電気	「電気」とは、停電した戸数のうち最大時の戸数をいう。
	水道	「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最大時の戸数をいう。
	ガス	「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最大時の戸数をいう。
	ブロック塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	り災世帯	「り災世帯」とは、災害により住家が全壊、半壊の被害を受け、通常の生活を維持できなくなってしまった生計を一にしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又は同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
	り災者	「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営む事ができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変形を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

4 地震・津波に関する予報の伝達

(1) 津波予報（津波予報区「伊勢湾・三河湾」「三重県南部」）

予報の種類		解説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	高いところで約3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください	3m、4m、 6m、8m、 10m以上
	津波	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください	1m、2m
津波注意報	津波注意	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください	0.5m

注1) 津波による災害のおそれがない場合には、「津波の心配はない」旨、又は「若干の海面変動があるかもしれないが、被害の心配はない」旨について地震情報に含めて発表する。

注2) 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、「津波警報解除」又は、「津波注意報解除」として速やかに通知する。

注3) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとし

た場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

注4) 津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない辺りの地の市町村の長及び災害により津波に関する気象庁の警報事項を受けることができなくなった地の市町村の長は、津波警報を発表することができる。

三重県が属する津波予報区

伊勢・三河湾：伊勢市以南を除く沿岸部

三重県南部：伊勢市以南の沿岸部

(2) 地震及び津波に関する情報

ア 地震情報

地震現象及びこれらに密接に関連する現象（津波現象を除く）の観測成果及び状況を内容とするもの。

イ 津波情報

津波現象及びこれらに密接に関連する現象の観測成果及び状況を内容とするもの。

(3) 大規模地震対策特別措置法に基づく地震予知情報等

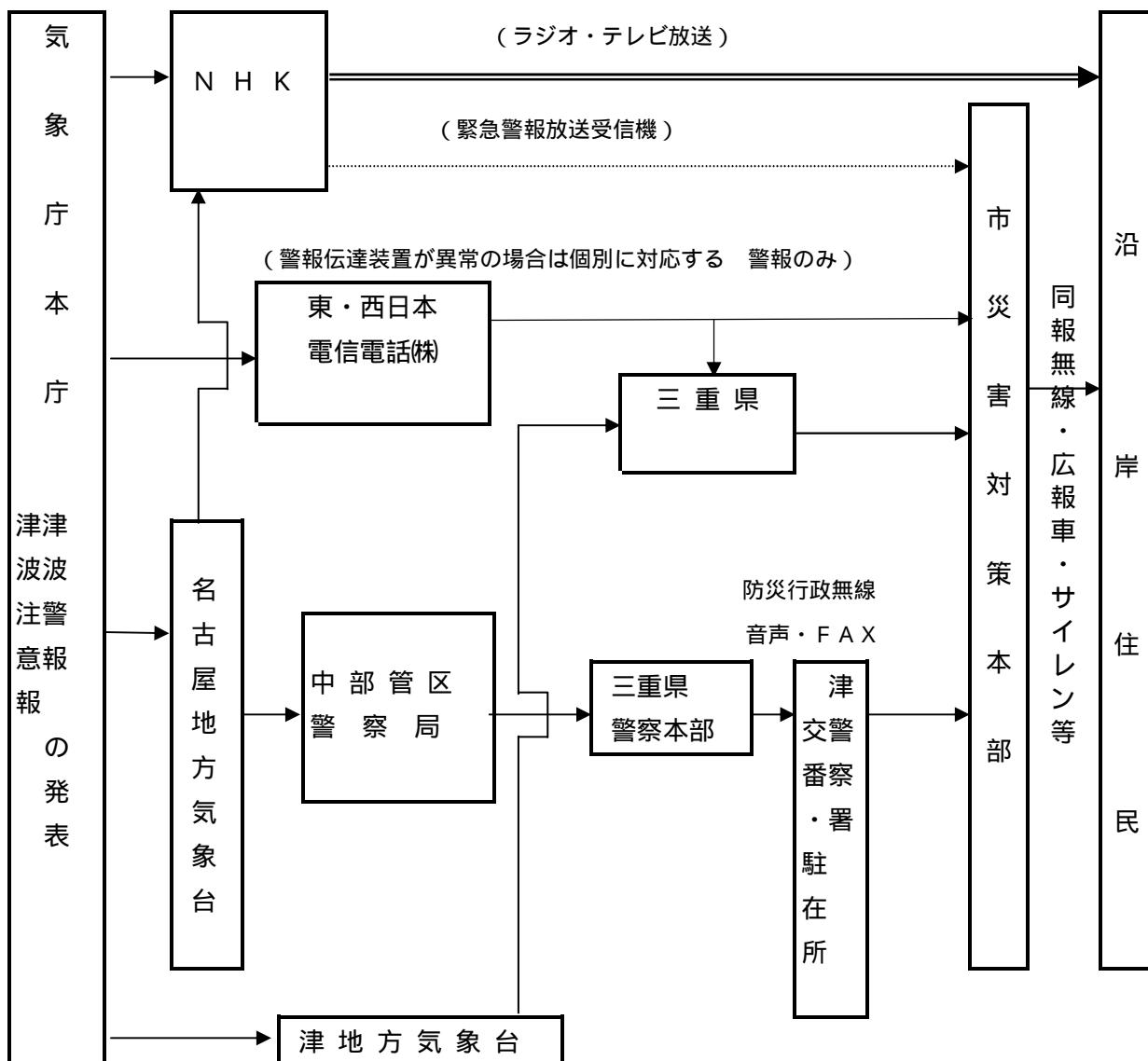
ア 東海地震観測情報

イ 東海地震注意情報

ウ 東海地震予知情報

(4) 津波に関する予報の伝達

ア 津波予報伝達系統



イ 津波予報をサイレン又は鐘音によって周知する場合の標識

標識の種類	標 識	
	鐘音	サイレン音
津波注意報標識	(3 点 2 点との斑打) - - -	(約 10 秒) - (约 2 秒)
津波注意報及び 津波警報解除標識	(1 点 2 個と 2 点との斑打) - - -	(约 10 秒) - (约 3 秒)
大津波警報標識	(連点) - - -	(约 3 秒) - (约 2 秒)(短声連点)
津波警報標識	(2 点) - - -	(约 5 秒) - (约 6 秒)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

5 津波に関する対策

(1) 強い地震（震度 4 程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには次の措置をとるものとする。

ア 市長は、自らの判断で、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告し、又は指示するものとする。

イ 市は N H K 等放送機関の放送を聴取するよう努めるものとする。

(2) 市長は、地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときには、海浜にある者、海岸付近の住民及び津波浸水予測図により津波による著しい被害が生じる恐れがあると認められる地域の住民等に海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告または指示するものとする。

なお、放送ルート以外の法定ルート等により市長に津波警報が連絡された場合にも、同様の措置をとるものとする。

5 住民が実施する対策

海浜にある者、海岸付近の住民等は、強い地震（震度 4 程度以上）を感じたとき、又は弱い地震で あっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難する。

また、地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときには、同様の措置をとるものとする。

第3節 通信の確保

市及び防災関係機関は、災害発生後直ちに、情報通信手段の機能確認を行い、通信の確保に努める。また、防災関係機関相互の施設を利用し、協力して通信体制を確保する。

1 機能の確認と応急復旧

- (1) 市及び防災関係機関は、災害発生後直ちに、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。
- (2) 西日本電信電話株式会社は、電気通信施設が被災した場合、防災関係機関等の災害対策用の通信の確保を優先して、応急復旧に努める。

2 非常時の通信手段の確保

(1) 有線電話の優先利用

西日本電信電話株式会社に、あらかじめ「災害時優先電話」を登録し、通信連絡を確保する。

(2) 有線通信途絶の場合

- ア 防災行政無線、地域防災無線、消防無線、救急無線、水道事業無線のほか他機関の無線通信施設を活用する。
- イ 携帯電話、自動車電話、衛星携帯電話等の移動通信回線を活用する。
- ウ 他の防災関係機関の有する無線通信施設を利用することができる。
- エ 無線通信途絶の場合、職員派遣による情報連絡等、あらゆる手段をつくして情報連絡できるよう努める。

第4節 応援要請

東海地震、東南海・南海地震等の大規模な地震において、自ら対応できない場合には、災害対策基本法に基づき、関係機関等に速やかに応援を要請する。

1 応援要請

市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県、他市町村、指定地方行政機関等に対し、次表に掲げる事項を明記した文書をもって、応援を要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等によって要請し、事後速やかに文書を送付する。

2 受入体制の確保

ア 連絡体制の確保

市は、連絡窓口を設置し、要請先である県、他市町村、その他関係機関等との情報交換を緊密に行うものとする。

イ 受入計画の策定

市は、物資等の応援を速やかに受け入れるための施設を確保する。

また、応援部隊が到着後に迅速かつ円滑に活動ができるよう、あらかじめ、部隊の受入施設や必要となる資機材・物資等の確保について定めた受入計画を策定する。

なお、被災地側での交通手段・宿泊・食事等の手配に難を生じる場合は、派遣側で準備を行うことを明確に伝える。

	要請の種別	要請に伴う付記事項	経費負担
応援・ 応急措置	1 . 県への応援要請 (災害対策基本法第 68 条)	(1)災害の状況 (2)応援（応急措置の実施）を要請する理由 (3)応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 (4)応援（応急措置の実施）を必要とする場所	要請者
	2 . 他の市町村への応援要請 〔 災害対策基本法第 67 条 三重県市町村災害応援協定 三重県水道災害広域応援協定 〕	(1)災害の状況 (2)応援（応急措置の実施）を要請する理由 (3)応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 (4)応援（応急措置の実施）を必要とする場所 (5)応援を必要とする活動内容 (必要とする応急措置内容) (6)その他必要な事項	要請者
	3 . 他の消防機関への要請 〔 三重県内消防相互応援協定 高速自動車国道関・伊勢線消防相互応援協定 〕	(1)災害の状況 (2)人的、物的被害状況 (3)気象、地形、市街地、進入経路状況 (4)応援希望部隊名 (5)他の応援要請状況 (6)その他必要な事項	人件費等の経常経費及び公務災害補償費は応援市町村の負担とし、これ以外の経費については要請市町村等の負担とする。
	4 . 緊急消防援助隊の要請 (消防組織法第 24 条の 3)	(1)災害の状況 (2)応援（応急措置の実施）を要請する理由 (3)応援を希望する物資、設備等の種類及び数量 (4)応援（応急措置の実施）を必要とする場所 (5)応援を必要とする活動内容 (必要とする応急措置等) (6)その他必要な事項	国の指示を受けて出動した場合の入件費等については政令に従い国が負担する。 それ以外の出動の場合は、公務災害補償費に要する費用等を除き要請者が負担する。

応援・応急措置	5 . 防災ヘリコプターの要請 (三重県防災ヘリコプター応援協定)	(1) 災害の種別 (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況 (3) 災害発生現場の気象状況 (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び連絡方法 (5) 飛行場以外の離着陸の所在地及び地上支援体制 (6) 応援に要する資機材の品目及び数量 (7) その他必要な事項	応援者
職員の派遣・斡旋	6 . 県への指定地方行政機関または他自治体の職員の派遣の斡旋要請 〔 災害対策基本法第 29 条 地方自治法第 252 条の 17 〕	(1) 派遣の斡旋を求める理由 (2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 (3) 派遣を必要とする期間 (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件	他自治体から派遣を受けた場合は災害対策基本法施行令第 18 条に基づく所定の方法による。指定公共機関等から派遣を受けた場合は、各計画に定めるもののほかはその都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従うこととする。

第5節 広報活動

住民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、テレビ、新聞、広報車等のあらゆる広報手段を利用して、被災者等への広報を行う。

1 情報提供体制の整備

地震災害時には、情報が輻輳するため、広報内容の一元化を図る。

防災関係機関は、連絡を密にし、各機関相互に錯綜のないよう万全を期する。

災害対策本部各部は、知り得た情報はすべて災害対策本部室に連絡するとともに、広報を必要とする事項は災害対策本部室を通じて行う。

2 広報の内容

(1) 被害状況

- ・人的、物的被害
- ・公共施設被害など

(2) 気象関連情報

- ・気象予報、警報など気象庁の発表する情報
- ・二次災害の危険性に関する情報

(3) 安否情報

- ・死亡者の情報

(4) 応急対策情報

- ・河川、港湾、橋りょう等応急対策の実施状況

(5) 生活情報

- ・電気、電話、ガス、水道等ライフライン施設の復旧状況
- ・避難所情報
- ・給食、給水、衣料、生活必需品等の供給状況

(6) 住宅情報

- ・仮設住宅
- ・住宅復興制度

(7) 医療情報

- ・診療可能施設
- ・心のケア相談

(8) 福祉情報

- ・救援物資
- ・義援金
- ・貸付制度

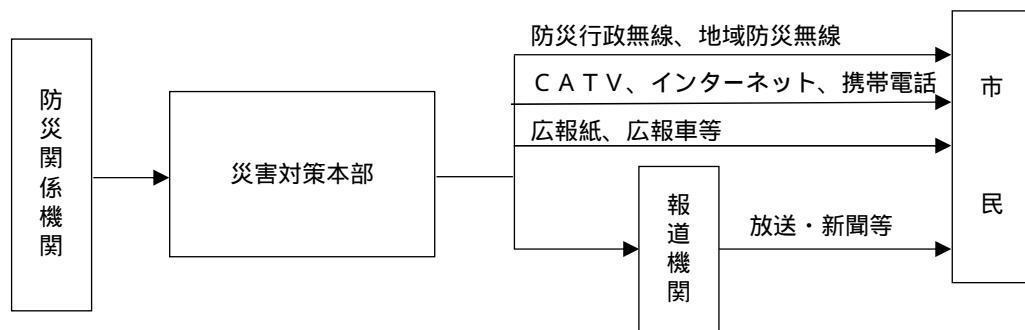
(9) 交通関連情報

- ・道路規制
 - ・バス、鉄道、船舶、航空機の状況
- (10) 環境情報
- ・災害ごみ
- (11) ボランティア情報
- ・ボランティア活動情報
- (12) その他
- ・融資制度
 - ・各種支援制度
 - ・各種相談窓口

3 広報手段

- ・報道機関（テレビ・ラジオ・通信社・新聞社）への情報提供
- ・防災行政無線、地域防災無線
- ・ケーブルテレビ
- ・インターネットホームページ掲載
- ・携帯電話による情報提供
- ・広報誌等の配布
- ・広報車の巡回
- ・その他の情報

〔市の同報無線・広報紙・広報車等〕



4 広聴活動

- 広報活動と同時に地域における広聴活動を行い、応急、復旧活動に市民の要望等を反映させる。
- ・相談窓口を開設し、市民等からの相談、問い合わせに対応する。
 - ・生活維持等に関するニーズの把握に努め、要望事項は速やかに関係機関に連絡する。

第6節 避難対策活動

東海地震、東南海・南海地震等大規模地震発生時には多数の被災者が生じることが想定されるため、地域住民の安全確保に必要な措置をとる。

多くの住宅の全壊が想定されるため、避難者の一時的な生活を確保するとともに、避難生活を適切に支援する。

1 自主避難の指導

市長は、住民に対して、避難場所、避難経路、避難の方法等を事前に周知することにより、自主的な避難や不測の事態時の緊急避難が実施できるよう指導しておくものとする。

2 市長の指示及び勧告に基づく避難

地震災害時において、広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための勧告及び指示するものとする。

3 避難のための立ち退きの勧告又は指示等の権限

実施者	災害の種類	要件	根拠法令
市長 (勧告・指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	災害対策基本法第60条
知事	災害全般	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う	災害対策基本法第60条
警察官 (指示)	災害全般	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要請があったとき 人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法(昭和23年法律第136号) 第4条
知事、その命を受けた職員 (指示)	洪水 地すべり	洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき 地すべりにより危険が切迫していると認められるとき	水防法(昭和24年法律第136号)第22条 地すべり等防止法 第25条 (昭和32年法律第30号)
自衛隊 (指示)	災害全般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官が災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法(昭和29年法律第165号)第94条

4 避難の一般的基準

避難の勧告又は指示は、原則として次のような状態になったときに発せられるものとする。

- (1) 東海地震、東南海・南海地震等の大規模な地震が発生し、火災、津波や家屋倒壊の危険のため避難の必要が生じたとき。
- (2) 地すべり、崖くずれ、山崩れ、土石流、ため池の決壊等による危険が切迫しているとき。
- (3) 爆発のおそれがあるとき。
- (4) 火災が拡大するおそれがあるとき。
- (5) その他、市民等の生命または身体、財産を災害から保護するため必要と認められるとき。

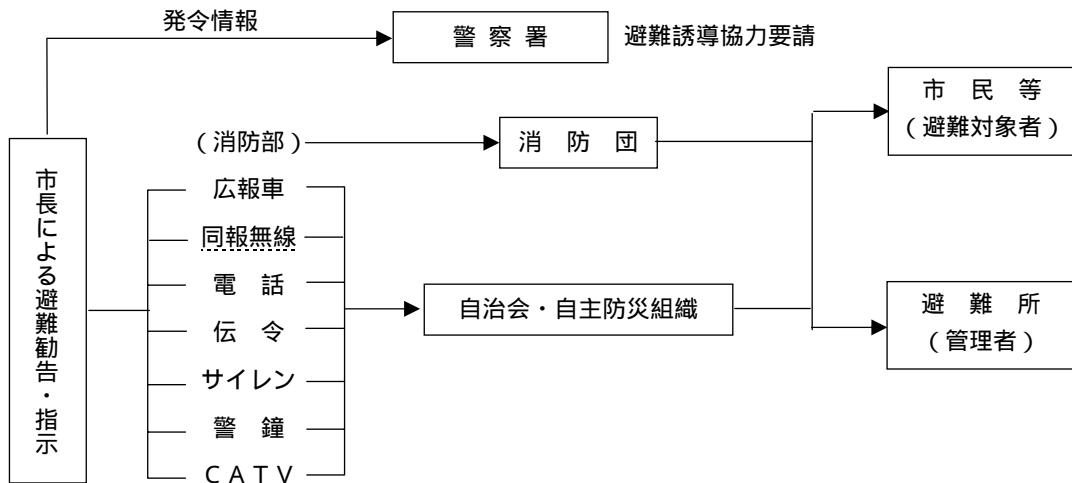
5 避難の勧告又は指示内容及びその周知

(1) 避難の勧告又は指示内容

避難の勧告又は指示は、次の内容を明示して行うこととする。

- ア 要避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難理由
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項等

〔避難指示の方法 概念図〕



(2) 避難の周知徹底

避難のための立ち退き勧告、指示をしたとき又はその指示等を承知したときは、その地域に居住する者及び関係する各機関に通知、連絡し、その周知徹底を図るものとする。

ア 関係機関相互の通知及び連絡

避難指示者等は、避難のための立ち退きを勧告し、又は指示をし、あるいは指示等を承知したときは、関係機関に通知又は連絡するものとする。

イ 住民等に対する周知

(ア) 指示等の周知徹底

避難の指示又は勧告をしたとき又はその通知を受けたときは、関係機関と協力して実情に即

した方法で、その周知徹底を図るものとする。

(1) 避難の指示文例

避難の指示文例は、次のとおりとする。

月　　日　　時	平成　年　月　日
津市災害対策本部指示	
のため　　地区は、被災の恐れがあるので、直ちに に避難してください。	

(ウ) 避難指示等の信号

災害により危険区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる信号は、次によるものとする。

警　鐘	乱　打		
余いん防止付 サイレン信号	1分	1分	1分
	5秒	5秒	5秒

信号にあたっては、適当な時間継続し、必要に応じて、警鐘信号とサイレン信号を併用する。

6 避難勧告又は指示の解除

避難指示者は、避難勧告又は指示の解除にあたっては、十分に安全性の確保に努めるものとする。

7 避難方法

(1) 避難の順序

避難立退きの誘導にあたっては、高齢者、幼児、障害者、病人等の災害時要援護者を優先して行う。

また、災害時要援護者の情報把握については、社会福祉施設等を含め、民生委員や地域住民と連携して行う。

(2) 移送の方法

避難者が自力により立退き不可能な場合においては、車両、船艇等によつて行う。

(3) 広域災害による大規模移送

被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、市において措置できないときは、市は県地方部に、避難者移送の要請をする。

また、事態が急迫しているときは、直接隣接市町村、警察署等に連絡して実施する。

(4) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難立ち退きにあたっての携帯品を必要最小限にするよう指示するなど、円滑な立ち退きについて適宜の指導をする。

8 避難準備

避難の準備については、あらかじめ次の事項の周知徹底を図るものとする。

- (1) 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を行う。
- (2) 避難に際しては、3日分程度の食料・飲料水、手拭等の日用品、懐中電灯、携帯ラジオ、救急医療品等を準備しておく。
- (3) 避難に際しては、素足、無帽は避け、最小限度の下着等の着替えや防寒雨具を準備しておく。
- (4) 避難に際しては、できるだけ氏名票（住所、氏名、年齢、血液型等を記入）を準備しておく。
- (5) 持ち出す貴重品は、準備しておく。
- (6) 上記のうちから、必要なものを「非常持ち出し袋」等にまとめておく。
- (7) その他避難の指示が発せられたときは、直ちに避難できるように準備を整えておく。

9 避難誘導

- (1) 避難誘導は、地域の自主防災組織、自治会と協力し、警察官と連携して行うものとする。
- (2) 誘導にあたっては、定められた避難所へ自主防災会単位、自治会単位での集団避難を心がけ、妊産婦、傷病人、乳幼児、要援護高齢者、障害者等の災害時要援護者の避難誘導を優先的に行うものとする。
- (3) 避難路については、安全を十分確認し、特に危険な場所は誘導員を配置、誘導ロープ等を設置する。又、夜間においては、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期するものとする。
- (4) 避難にあたっては、携行品を必要最小限度に制限し、早期に避難を完了させる。
- (5) 災害時要援護者等の福祉避難所等への避難など、避難者の移動及び輸送が必要になった場合は、市が手配した車両により避難者を移送するものとする。移送にあたっては、必要に応じ警察署と連携を図るとともに、移送道路の整理警戒等の措置を要請するものとする。
- (6) 災害時要援護者の避難誘導
災害時要援護者を適切に避難誘導するため、平常時より民生委員等を中心に地域の災害時要援護者の状況を把握するとともに、災害時において避難誘導をバックアップするための地域住民、自主防災組織、ボランティア組織等の協力・連携体制を構築する。

10 避難所の開設及び運営

- (1) 収容者
住居が全壊(焼)・流失、半壊(焼)等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者で、一時的に避難所に収容する必要のある者に対して行う。
- (2) 設置の方法
 - ア 避難所はあらかじめ指定している避難所とする。
また、必要があればあらかじめ指定された施設についても、土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ、管理者の同意を得て避難所として開設する。
 - イ 震災の様相が深刻で、市内に避難所を設置することができないときには、知事及び関係市町村長と協議し、隣接市町村長に自市民の収容を委託し、あるいは隣接市町村の建物又は土地を借り上げて避難所を設置する。
 - ウ 避難所を設置したときは、その旨を公示し、避難所に収容すべき者を保護しなければならない。
- (3) 設置報告及び収容状況報告
避難所を設置したときは、直ちに開設状況等について、次により知事に報告するものとする。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び収容人員

(4) 運営管理

避難所の運営に当たっては次の点に留意して、適切な管理を行う。

ア 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等

イ 避難者にかかるニーズの早期把握

ウ 避難所における生活環境、避難者のプライバシーの確保

エ 避難所の衛生状態及び避難者の健康状態の把握

オ 施設の管理者、教職員、警察官、避難者を代表する自主防災会長・自治会長等の協力による「地域避難所運営委員会」の設置

[避難所運営委員会の班構成編成例]

運営委員会	管理情報班	避難誘導、避難所の開設・運営、情報収集・伝達、備蓄倉庫の管理、安否確認、トイレ設置等環境の維持管理等
	救護班	応急手当、医療機関との連絡、重傷者の連絡・搬送補助、保健対策等
	給食・給水班	貯水状況の確認・管理、飲料水の配布、備蓄食糧の配布、救援物資の收受・管理・配布等

カ 避難所配置の要員は、避難所において特に災害時要援護者に配慮し、概ね次の事項を実施する。

(ア) 負傷者に対する応急の救護及び搬送

(イ) 避難した者の把握

(ウ) 避難所周辺の火災等の状況確認

(エ) 避難した者への情報の伝達

(オ) 避難した者からの情報収集

(カ) 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示及び保護者への引渡し

(キ) 施設の使用禁止部分の周知

(ク) 救援物資の搬入及び仕分け

(ケ) 食事の配分

(コ) 災害対策本部との連絡調整

また、避難所運営にあたっては、避難所間に格差が生じないように努める。

(5) 避難所の応急危険度判定

市長が避難所を開設する場合、応急危険度判定業務が必要であると判断したときは、三重県被災建築物応急危険度判定要綱に基づき被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請することができる。

(6) 災害時要援護者への対応

避難所で生活する要援護高齢者等災害時要援護者に対し、自主防災組織・ボランティア等の協力を得て、次項等の各種救援活動を行う。

ア 民生委員等が種々の相談を受け、必要な措置を関係機関に要請する。

イ 保健師、ホームヘルパーなどによる支援活動を行う。

(7) エコノミークラス症候群に対する対策

車中での避難生活によりエコノミークラス症候群を発症するケースがあるため、車中での避難生活については十分な注意を促す。

11 津波避難対策

(1) 自主避難の指導

沿岸部の市民は、「津波警報」発令又は「地震発生」で即時に避難する。

(2) 沿岸部の観光客

沿岸部にいる観光客には、観光事業者や市の同報無線及び広報車で避難の告知を行い避難を促す。
また、看板等の設置により、「高台への避難」を啓発する。

(3) 避難誘導

前記「9 避難誘導」と同様とするが、沿岸地域では、避難所そのものが津波浸水予想域に設置されているため、この域外の避難所への誘導を促す。

(4) 避難方法

前記「7 避難方法」に準じる。

12 警戒区域の設定

- (1) 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、生命身体を保護するため必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限又は禁止若しくは退去を命じるものとする。
- (2) 警察官は、市長又はその職権を使う吏員が現場にいない場合、又はこれらの者から要求のあった場合、市長の権限を代行する。この場合は直ちに市長に対して報告する。
- (3) 災害派遣を命じられた部隊などの自衛官は、市長、警察官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちに市長にその旨報告する。

13 避難所の閉鎖

- (1) 災害の状況により、被災者が帰宅できる状態となったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、救助部を通じて避難所職員に必要な指示を与える。
- (2) 避難所職員は、救助部の指示により被災者を帰宅させるほか、必要な措置をとる。
- (3) 被災者のうち、住居が倒壊等により帰宅困難な者がある場合は、避難所を縮小して存続させる等の措置をとるものとする。

14 避難所及び一時避難場所

- (1) 避難所とは、大地震などの大規模災害に際し、避難した市民を収容し保護するため設置する施設である。
 - (2) 一時避難場所とは、地震災害による家屋倒壊、火災発生、堤防等の決壊により危険な場合に、応急処置として一時的に立ち退いて危険を避ける場所。原則として、一時避難場所では救助活動は行わない。
- 市内の避難所及び一時避難場所は、資料編に示すとおりである。

第7節 消防救急救助活動

地震発生直後に、可能な限り出火を防止し、同時多発火災や延焼拡大から市民の生命・身体を保護する。

1 消防救急活動

(1) 消火活動

- ア 消火活動の主体として、火災が発生しやすい季節や市内で火災等の災害が発生した時は出火防止や初期消火活動の啓発活動を重点的に行うとともに、住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。
 - イ 市は、被害の規模が大きく、他市町村の応援を必要とする場合に、消防組織法第21条・第24条の3、消防組織法第24条の3、災害対策基本法第68条等の規定により、県及び近隣市町村に対して応援出動を要請する。
 - (ア) 市は、近隣市町村の応援のみでは対応できないほど災害が大規模な場合に、県、市町村及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、「三重県緊急消防援助隊」の応援出動を要請する。
- また、市は、被災市町村からの要請又は県からの指示があった場合に、三重県緊急消防援助隊を結成・応援出動するとともに、防災関係機関との連携を図るため、連絡調整員として緊急消防援助隊員の中から数名を三重県災害対策本部内に配置する。
- (ア) 災害の状況、津市の消防力及び県内消防相互応援協定に基づく消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、消防組織法第24条の4に規定する緊急援助隊の出動を要請するものとする。
 - ウ 県内外からの消防応援部隊の受援を行うとともに、重要防御地域への効果的な消防部隊の投入を行う。
 - エ 市は、災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うために、通信体制の拡充・多元化を図るとともに、非常時の電源等を確保しておく。

(2) 救急活動

- ア 市は、医療機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を実施する。
- イ 市は、多数の傷病者が発生し、他市町村の応援を必要とする場合、消防活動同様、協定に基づき、県及び近隣市町村に対し応援出動を要請する。
- ウ 市は、平常時において、住民に対し、応急手当の普及啓発を推進するとともに、救急救命士の育成及び医師の指示のもとに特定行為を行うことができる救急搬送体制の強化を図るものとする。

(3) 資機材の調達等

- ア 消防活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- イ 必要に応じて、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な消防活動を行うものとする。

2 救助活動

災害対策本部は消防団、警察署及び自主防災組織等と協力して救助活動を実施する。

(1) 救助対象

地震により救助を必要とする対象は、次のとおりとする。

- ア 地震火災時に渦中に取り残された場合
- イ 倒壊家屋の下敷きになった場合
- ウ がけ崩れ、山崩れ、土石流、地すべり等のため土砂や家屋の下敷きとなった場合
- エ 電車、自動車等による集団的事故が発生した場合
- オ ガス、危険物、化学薬品等の流出、爆発、漏えい等が発生した場合
- カ その他これに類する場合

(2) 救助の手順

ア 災害対策本部は、救助を要する状態にあるとの報告を受けたときは直ちに全力を挙げて救出活動を実施しなければならない。なお、救助困難と認められたときは、警察署、消防団、自主防災組織、市民等の応援を得て実施するものとする。

イ 救出された負傷者は、直ちに救急車又はその他の手段により症状に適合した医療機関、その他に搬送する。

(3) 資機材の調達

ア 救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

イ 市は、必要に応じて、民間からの協力等により、救助活動のための資機材を確保し、効率的な救助活動を行うものとする。

(4) 行方不明者の捜索

行方不明者の捜索にあたっては、救助活動に引き続き災害対策本部が消防団、警察署、地域住民と協力して実施する。

(5) 関係機関等への応援要請

東海地震、東南海・南海地震等の大規模な地震災害により市だけで対応できない場合は、県、県警察本部、近隣消防機関に協力を要請するとともに、三重県内消防相互応援協定に基づき、三重県緊急消防援助隊の出動要請又は消防組織法第24条の3に基づく緊急消防援助隊の出動要請若しくは必要に応じ自衛隊派遣要請を県に依頼するものとする。

(6) 関係機関との連絡調整

関係機関へ応援要請したときは、円滑な救助活動を実施するため災害対策本部は、応援要請した関係機関の活動内容等について連絡調整を行うものとする。

第8節 水防活動

地震後の河川、海岸堤防、ため池等の護岸・堤防における危険箇所を早期に把握し、必要な応急措置を講ずる。

1 監視・警戒体制

(1) 巡 視

水防管理者は水防法第9条に基づき、常に区域内の河川海岸堤防を巡視し、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者及び災害対策本部に報告しなければならない。

(2) 非常警戒

水防管理者は水防警報が発動された場合、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、現在工事中の箇所、その他特に重要な箇所を重点に巡視し、特に異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者及び災害対策本部に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(3) 水門、えん堤等の操作

水門、えん堤等の管理者（操作責任者）は津波予報の発表を知り、又は地震予知情報等の通知を受けたときは水位の変動を監視し、必要に応じて門扉開閉を行う。

管理者は毎年、門扉の操作等について支障のないよう点検整備を行うこととする。

2 応急復旧

堤防、ため池、樋門または角落とし等が決壊したときは、水防管理者、消防団長、消防機関の長等はでき得る限り被害の増大を防止するよう努めるとともに、早期の応急復旧に努める。

第9節 被災宅地建物の応急危険度判定

東海地震、東南海・南海地震による災害により、多くの宅地が被害を受けることが予想されるため、判定士を現地に派遣して危険度判定を行い、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。

1 危険度判定実施本部の設置

- (1) 市は市の区域で危険度判定を実施するに当たり、災害対策本部の中に危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。
- (2) 実施本部は、判定士及び判定のための資機材等の確保をし、危険度判定活動を実施する。

2 被災宅地危険度判定士等の派遣要請

市は、地震等による地盤・擁壁又は住宅等の変形による二次災害の防止を図るため、県に被災宅地危険度判定士又は震災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

被災宅地危険度判定士及び震災建物応急危険度判定士は、宅地又は建築物の被害状況を現地調査してそれらの危険度を判定し、宅地又は建築物に判定結果の標識を掲げ、また、使用者（所有者・管理者）に勧告することにより注意を喚起する。

第10節 輸送及び交通確保対策

東海地震、東南海・南海地震等大規模な地震が発生した場合、市内で甚大な被害を被り、災害応急対策活動に多くの救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等が必要となることが想定されるため、これらの人員、物資等の輸送手段及び輸送ネットワークを確保する。

1 実施機関

被災者及び災害応急対策要員の移送あるいは災害応急対策用物資、資機材の輸送は市において行うものとする。

ただし、市において処理できないときは、三重県災害対策本部の地方災害対策部（津地方県民局）に車両その他の輸送力の確保あるいは輸送、移送について応援を要請するものとする。

2 交通規制

路上放置車両等に対する措置

消防吏員は、消防用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、次の「路上放置車両に対する措置」により警察官のとる措置を行うことができる。ただし、消防吏員のとった措置については、直ちに現場を管轄する警察署長に通知しなければならない。

『災害対策基本法第76条第1項に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制が実施された区域又は道路の区間において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい障害が生じるおそれがあると認めるとときは、警察官及び消防吏員は、その管理者に対し、道路外へ移動する等必要な措置を命じることができる。また、現場に管理者等がないため命じることができない場合は、自らその措置を行うことができる。』

3 災害輸送の方法

(1) 次の方法のうち、最も適切な方法により実施する。

- ア 貨物自動車等による輸送
- イ 鉄道による輸送
- ウ 船舶による輸送
- エ 航空機による輸送
- オ 作業員等による輸送

(2) 緊急輸送

緊急車両の調達は、市が保有する車両等の一括管理により対応する。

(3) 輸送力の確保

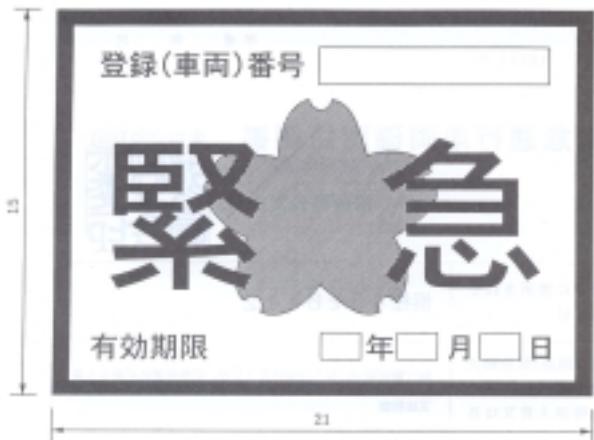
- ア 契約財産課は、あらかじめ保有する車両の数、種類等を把握し、輸送計画を作成するものとする。
- イ 営業車を所有する者に協力を求める。
 - (ア) 乗合自動車、貨物自動車

- (1) 三重交通株式会社津営業所
 - (2) 特殊自動車
 - (4) 災害時の車両燃料の確保
- 災害時における車両燃料を確保するため、市内の燃料取扱事業所の協力により確保を図る。

4 緊急通行車両の確保

- (1) 緊急通行車両として使用する車両について事前届出を行う。
- (2) 事前届出についての事務は、各警察署交通課において受付し、警察本部交通規制課において行う。
- (3) 発災時における「標章」の発行は、県及び各警察署において行う。

[緊急通行車両標章]



備 考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」「有効期限」「年」「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

5 鉄道輸送の確保

鉄道等の利用については、必要な都度、東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社等に連絡のうえ措置する。

6 ヘリポートの確保

- (1) 災害時、陸上交通が途絶した場合の被災住民の人命救助と生活必需物資の輸送を迅速かつ円滑に行うため、グラウンド等をヘリポートに選定し、市は次の作業を行うものとする。
なお、県において選定した本市関係分のヘリポートは、資料編のとおりである。
- (2) ヘリポートには、航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流しまたは発煙筒をたいて着陸前に風向きを示しておく。
- (3) あらかじめ着陸場の中央に石灰粉で直径 10 メートルの印を行い、上空よりの降下場所選定に備えておく。
- (4) 夜間は着陸場（県において指定するものに限る。）にカンテラ等により上空から識別容易な灯火標識を行う。

7 防災ヘリコプターの応援要請

(1) 要請の要件

市は、災害が発生し、より迅速かつ的確な対応を必要とする場合に、防災ヘリコプターの要請を三重県防災ヘリコプター運航管理要綱及び三重県防災ヘリコプター緊急運行要領の定めるところにより、県に対して原則として概ね次の場合に行う。

ア 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

イ 発災市の消防力だけでは火災防御が著しく困難と認められる場合

ウ その他、緊急輸送等緊急性があり、かつ防災ヘリコプター以外に適切な手段がない場合

(2) 要請の方法

緊急を要する要請であるので、電話等により次の事項について連絡を行うが、事後速やかに文書で要請する。

ア 災害の種別

イ 災害発生の日時、場所及び被害の状況

ウ 災害発生現場の気象状態

エ 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法

オ 離着場所の所在地及び地上支援体制

カ 応援に要する資機材の品目及び数量

キ その他必要事項

(3) 緊急応援要請連絡先

防災対策室防災航空グループ T E L 235-2558
(防災航空隊) F A X 235-2557

8 県への応援要請

(1) 海上輸送

船舶による輸送を必要とする場合、海上輸送の基地となる津松阪港の活用を図る。

(2) 空中輸送

航空機、ヘリコプターによる輸送を必要とする場合、災害用ヘリポートを指定して、県へ報告する。

9 輸送対象

震災における応急対策は、時間の経過により状況が変化するため段階的に対処しなければならない。

(1) 輸送対象

ア 第1ステージ

(ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

(イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

(ウ) 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等

(I) 広域医療機関へ搬送する負傷者等

(オ) 緊急輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

イ 第2ステージ

(ア) 上記アの続行

(イ) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資

(ウ) 被災地外に搬送する傷病者及び被災者

(I) 輸送施設（道路、港湾、漁港、ヘリポート等）の応急復旧等に必要な人員、物資

ウ 第3ステージ

(ア) 上記イの続行

(イ) 災害復旧に必要な人員、物資

(ウ) 生活必需品

(2) 輸送車両等の確保

ア 輸送車両等の確保

(ア) 市有車両等

(イ) 応急対策実施機関所有の車両等

(ウ) 営業者所有車両等（日本通運株式会社津支店等）

(I) その他自家用車等

イ 陸上輸送の確保のため、緊急輸送道路の指定を行う。

緊急輸送路は資料編のとおり。

第11節 障害物の除去

東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震発生時には、多数の建物が全壊または半壊し、道路、河川等に障害物が発生することが想定されるため、救出・救助活動等の最優先に実施すべき応急対策活動に支障が生じないようこれらの障害物を除去する。

被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、住家等に流れ込んだ土砂、竹木、がれき等の障害物を除去するとともに、応急活動を実施するための輸送が円滑に行われるよう道路、河川等の障害物を除去する。

1 実施機関

- (1) 山（崖）くずれ等によって住家又はその周辺に運び込まれた障害物の除去は、市が行う。
- (2) 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路及び河川等の管理者が行う。
- (3) 災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任を受けた市長が行う。

2 道路障害物の除去

道路の通行に支障をきたす障害物があるとき、国道については、直轄区間は国土交通省が、他の国道及び県道については三重県が、市道については市が、それぞれ除去するとともに、必要に応じ相互に支援し、速やかに道路施設の応急復旧を実施する。

除去に伴う作業は、自らの組織、労力及び器具を用い、又は関係機関や社団法人三重県建設業協会の協力を得て速やかに行う。

3 河川等の障害物の除去

倒壊家屋等により河川等の流れに支障をきたす恐れがあるときは、河川の管理者である国土交通省、三重県、市が協力してそれぞれの管轄河川の障害物を除去する。

除去に伴う作業は、自らの組織、労力及び器具を用い、又は関係機関や社団法人三重県建設業協会の協力を得て速やかに行う。

4 障害物の処理

障害物の処理については、次のことに留意して行うものとする。

- (1) 障害物の発生量を把握する。
- (2) 危険なもの、通行上支障のあるものなどを優先的に収集する。
- (3) 障害物はできる限り分別収集し、リサイクルに努めるものとする。

5 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、おおむね次のとおり集積廃棄又は保管するものとする。

- (1) 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適當な場所
- (2) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適當な場所

第12節 飲料水の確保、調達

東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震発生時には上下水道施設が被害を被ることが想定されるため、り災者等に対する生活用水及び飲料水を迅速かつ的確に供給する。

1 実施機関

市は、水道、井戸等の給水施設が損壊し、飲料水が汚染し又は枯渇のために現に飲料水が得られない者に対し、災害発生直後は、配水池等の備蓄水により飲料水を供給するものとし、その後は、仮設給水栓設置等により必要な生活水量を確保するものとする。

2 給水対象者

災害のため飲料水に適した水を得ることができない者及び炊事、洗面等の生活用水を得ることができない者。

3 給水量

給水量は、1人1日当たり、概ね3ℓとする。

なお、応急給水の目標水準は、次のとおりである。

被災 発生 3 日		1週間以内	2週間以内	
段階	第1段階	第2段階	第3段階	
目標水量	3ℓ / 人日	20 ~ 30ℓ / 人日	30 ~ 40ℓ / 人日	
主用途	生命維持に必要な飲料水	炊事、洗面等の最低生活用水	生活用水の確保	
給水方法	拠点給水 運搬給水	仮設給水所 拠点・運搬給水	仮設給水所の増設	
給水拠点	住居より 500m以内	住居より 500m以内	住居より 250m以内	

4 生活用水及び応急給水用資機材・人員の確保

(1) 生活用水の確保

市は、災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設等と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水(川、ため池等の水)、受水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

(2) 応援の要請

災害の規模等により生活用水の調達が、市内の調達だけで間に合わない場合は県又は自衛隊に応援を要請するものとする。

(3) 応急給水用資機材・人員の確保

災害時に使用できる貯水槽等の整備に努めるとともに、応急給水用資機材の確保に努め、保有状

況を常時把握する。

被災地給水人口から自己保有分で不足する場合は、「三重県水道災害広域応援協定」により所有機関に給水車、散水車及びろ過器等の応急給水用資機材及び人員の応援を要請する。

5 給水の方法

- (1) 給水方法は指定避難所、医療施設、直轄救護所、学校、市役所などの拠点給水とし、供給する飲料水は原則として水道水とする。
- (2) 飲料水が汚染したと認められたときは、ろ過後消毒し、水質検査を実施した上で、飲料水として適する場合のみ供給するものとする。
- (3) 被災地において、確保することが困難なときは、被災地付近の浄水場等から給水車、容器等(給水タンク、ポリタンク)により運搬供給する。拠点給水場所の設置等は資料編のとおり

6 応急復旧

水道施設が損壊した場合は、まず、取水施設、導水施設、浄水施設の早期復旧を図り、次に送水管、配水場、配水本管、配水管、給水装置の順に復旧を図るものとする。

7 応援要請

大規模被災に対し、給水部単独での応急対策は、その実施が困難であると想定されるため、被害の状況に応じて応急給水、応急復旧、資機材及び後方支援等に係る関係機関等に速やかに応援要請を行う。

8 車両・燃料等の調達

応急給水及び応急復旧等に必要な車両、工作機械、ポンプ等が不足する場合には速やかに関係団体及び関係業者等に支援又は手配の要請を行う。又、災害対策本部、取水場、浄水場、配水場の非常用発電機械燃料及び車両の燃料等についても関係団体及び関係業者等に緊急手配等の要請を行う。

9 広報体制

被災後の広報については、市民に対して、断水の状況、応急給水方法、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について広報することにより、市民の不安解消に努めるものとする。

第13節 食料の確保、調達

東海地震、東南海・南海地震等大規模地震発生時において、被災者等に対する食料の応急供給を迅速かつ的確に行う。

1 実施機関

震災時における主食等の供与及び炊き出しは市長が実施するものとし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任を受けて市長が実施するものとする。

2 供給対象者

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家が流出、全壊、半壊、又は床上浸水等の被害を受け、炊事のできない者
- (3) 旅行者、市内通過者等で食料を得る手段のない者
- (4) 被災地における救助作業、災害防止及び応急復旧作業に従事する者に対し、給食を行う必要があるとき

3 応急食料の調達

(1) 食料の調達

- ア 市は、県との応急食料の緊急引渡しについての三重県市町村災害時応援協定に基づき米の調達を行う。
- イ 米以外の主食及び副食等の調達については、事前に協力を要請してある業者から速やかに購入するとともに、不足を生じた場合には、直ちに県等に斡旋を要請する。
- ウ 非常食料については、一時的なものとして各避難所に分散配備済みの乾パンを必要に応じて避難者に供給する。

(2) 主食の確保

- ア 主食は、原則として握り飯、弁当またはパンとする。
- イ 給食基準額は、1人1日あたり災害救助法の例による額とする。
- ウ 主食の提供期間は、原則として電気・ガス・水道等ライフライン機能が復旧し、被災地周辺の商店等商業機能が復旧した段階までを目途とする。

(3) 主食等の調達先

主食等の調達先は、事前に協力依頼した業者から調達する。不足分は他の業者からも調達する。

(4) 非常用食料の備蓄

非常用食料の配備計画は、資料編のとおりとする。

4 炊き出しの実施及び食料の配分

(1) 炊き出しの実施

ア 炊き出しは自治会、自主防災会、婦人会等の協力により既存の給食施設等を利用して行うものとする。

炊き出しの場所及びその能力は資料編のとおりであるが、被害の状況によっては炊き出し場所を変更し、又は増減することがある。

なお、炊き出しの場所には市職員等責任者が立会い、その実施に関して指導するとともに関係事項を記録するものとする。

イ 供給対象者はり災者及び救助作業、急迫した災害の防止又は緊急復旧作業の従事者とする。

ウ 供給品目は米穀及び副食のほか、必要に応じ乾パン、パン及び麺類等とする。

エ 供給数量は市長及び知事が必要と認めた数量とする。

(2) 食料の配分

災害用の食料の配分について、事情により急を要すると認められたときは、市長がその責任において現品の購入又は引渡しを受けて実施する。

ア 調達した食糧は、避難所の責任者へ引渡し、責任者を通じて避難者へ配布する。

イ 炊き出し、その他食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。

住宅の被害により、り災者が一時縁故地等へ避難する場合は、近くの避難所で 3 日分以内を現物により支給する。

第14節 生活必需品の確保、調達

り災者等に対して、日常的に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品等の生活必需品を給与又は貸与する。

1 実施体制

(1) 実施機関

市長は、被災者に対する生活必需品等の給与又は貸与を行う。

(2) 生活必需品等供給対象者

供給対象者は災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

2 生活必需品の確保

(1) 支給品目

被害の実情に応じ、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料等の生活必需品について現物をもって行う。

(2) 物資の調達、輸送

市は、地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

3 救援物資の受け入れ及び配分

救援物資等の配分にあたっては、各配分段階において必ず受払の記録及び受領書を整備しておくものとする。

4 調達、物資集積場所

物資の集積場所は次のとおりとする。

(1) 本庁倉庫

(2) 各総合支所

(3) 各出張所（一部除く）

5 支給方法

各世帯別の割り当ては、救助部が行う。支給又は貸与は総合支所管内については総合支所長、その他の区域は救助部救助班長が行う。

第15節 医療・救護活動

東海地震、東南海・南海地震等の大規模な地震が発生した場合において、災害現場、現地医療、後方医療の各局面での的確な医療活動を行う。

現場医療においては、トリアージ及び応急処置を中心に行う。

後方医療においては、主に重傷者に対する迅速な高度医療を提供する。

1 実施体制

市は、社団法人津地区医師会との災害救護活動協定に基づき、速やかに救護活動の要請を行う。

2 救護班の編成

(1) 直轄救護班の編成

社団法人津地区医師会からの派遣医師等により、次のように基本編成する。

派遣医師 1名 薬剤師 1名 看護師 2名 保健師 2名

(2) 津地区医師会において、有事に備え次のとおり救護活動時の編成表計画が立てられているので、必要に応じて協力を依頼する。

津地区医師会救護活動時の編成表は資料編による。

ア 津地区医師会長は救護本部を設定し、また救護班を編成し、その指揮を行う。

イ 救護班の編成は、津地区医師会班組織を基本とし、災害の状況により複数単位の編成を行う。

ウ 災害発生地域の班は要請を受けた場合、直ちに現場へ急行し、その状況を報告すると同時に救護にあたる。

エ 班長は現場責任者となり、その指揮を行う。

オ 大きな災害があるときは、各班より1名ずつ連絡者（事務員、その他）を本部に差出し、指令を受ける。

カ 本部を津地区医師会（227-1775）とするが、状況により移動して臨時本部を設置することもある。

3 救護所の設置

(1) 救護所の設置場所は、原則として津市休日応急・夜間こども応急クリニックとする。

(2) 避難所及び現地から救護要請があったときは、直ちに出動するものとする。

(3) 状況に応じて救護所を現地または避難所に設置する。

(4) 必要に応じ、津地区医師会救護班に協力を依頼し、救護班の出動及び救護所の設置を行う。

4 医療、救護活動

(1) 医療及び助産の対象者

医療及び助産の救助は、次の者を対象に実施する。

ア 医療救助

医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにもかかわらず災害のため医療の途を失った者

イ 助産救助

災害発生時(災害発生前後7日以内)に分娩した者で災害のため助産の途を失った者

(2) 医療及び助産の実施方法

ア 救護班の派遣による実施

(ア) 救護所(現地医療活動場所)の場合

a 設置時期

災害発生直後数日間

b 設置者

市等

c 設置場

市があらかじめ選定した候補地の中から、災害の様相に応じて適切な場所に設置

d 役割

(a) 医療のトリアージ

(b) 応急措置

(c) 周辺医療機関への搬送指示

(d) 遺体の一次収容

(e) 遺体の検視・検案に対する協力

e 救護所におけるトリアージ

救護所において行われるトリアージ(医療トリアージ)は、医師により行い、「保留群(緑)」、「準緊急治療群(黄)」、「緊急治療群(赤)」、「死亡群(黒)」の4分類とする。

イ 医療機関による方法

(ア) 被災地の救急病院等医療機関による実施

市は、救護所の設置又は医療救護班が到着するまでの間若しくは被災地の救急病院等医療機関によって医療を実施することが適當なときは、当該医療機関の協力を得て実施する。

(イ) 被災地周辺の救急病院等の医療機関による実施

市は、被災地での医療を支援するため、必要に応じ周辺の救急病院等の医療機関の協力を得て実施する。

ウ 患者搬送及び収容の実施

市は、医療救護班又は被災地の医療機関で対応できない重篤救急患者等を、医療が可能な被災地周辺の救急病院等の医療機関府搬送し、医療を実施するものとする。また、被災地及び被災地周辺の救急病院等の医療機関で対応できない重篤救急患者については、災害拠点病院へ搬送し、医療を実施するものとする。

エ 応援等

市は、当該地域において医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、県の地方部長に医療救護班の派遣要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、隣接地の救護班の派遣要請等を行い実施する。

オ 災害拠点病院との連携体制

災害対策本部(救助部)は、災害拠点病院と患者搬送についての協力依頼を行い、医療救護を行ふ。

(3) 損害補償

救急医療及び助産活動のため出動した医師等がそのために死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり、あるいは廃疾となったときは、災害対策基本法第84条第2項等又は災害救助法第29条の規定に基づき、市又は県若しくは企業体等は、その者又はその者の遺族、被扶養者がこれによって受けた損害を補償するものとする。

5 負傷者の搬送

消防は、市長から要請のあったとき若しくは自らの判断により必要と認めたときは、直ちに救急自動車及び救急隊員等を災害現地に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送するものとする。

なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、第10節「輸送及び交通確保対策」により応急的に措置するものとする。

また、市長等は、緊急性があり、防災ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対し防災ヘリコプターの派遣要請ができるものとする。

6 こころのケア

- (1) 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来たす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。
- (2) 高齢者、障害者等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、実施する。

7 収容施設

- (1) 傷病者及び妊産婦で、病院等への収容を必要とする場合は、災害救護活動協定書第4条に基づき行う。
- (2) 収容の場合はできる限り救急車を利用する。

8 救護に必要な医薬品、衛生材料の確保

災害の状況により医療機関の医薬品等が不足する場合は、県に対し備蓄医薬品等の支給を求める。

9 日本赤十字社が実施する対策

災害救助法に基づく救護業務(医療、助産及び死体の処理)は次のとおりである。

- (1) 医療救護活動
災害発生時迅速に行動がとれるよう常備救護班8個班を編成し、救護活動を行う。
- (2) 救護班活動
ア 救護班編成及び派遣

医師 1人 ただし・災害の規模や種類に応じて・編成人数を増減し、又は

看護師長	1人	専門分野の要員(医師・助産師・薬剤師等)を加えることもある。
看護師	2人	
主事	1人	
運転手	1人	計6人

イ 救護所の開設

(3) 赤十字奉仕団の活動

災害発生時において、日本赤十字三重県支部は、次の奉仕団に協力を要請する。

区分	活動概要
地域奉仕団	市町村単位に組織され、避難誘導、義捐金募集、炊き出し等に協力をする。
青年奉仕団	18歳以上の社会人、学生の青年層により組織され県支部の救援物資搬送等に協力する。
無線奉仕団	県内無線愛好家により組織され、情報収集、被災地の案内等に協力する。
安全奉仕団	県内各地で講習会を開催し、実技指導を行っている赤十字救急法、水上安全法指導員で組織している。被災地において日赤救護班のもとで負傷者の救護等に協力する。
救護ボランティア	災害時に救護所設営・運営・救護物資の管理・運搬、ボランティアの受付、安否調査、幼児一時あづかり、カウンセリング、情報収集・伝達、道路案内、通訳等の協力をする。

第 16 節 消毒・保健衛生・廃棄物の処理活動

災害時における感染症の流行等を未然に防止する。

被災地において大量に発生する廃棄物（倒壊家屋等のがれき、避難所のし尿等）を適切に処理し、環境衛生に万全を期す。

1 防疫活動

(1) 実施責任者

市長は、災害の発生に際し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)及び予防接種法(昭和23年法律第68号)の趣旨に基づいて速やかに必要な防疫措置を実施する。

(2) 防疫班の編成

ア 薬剤配布班

イ 予防接種班

ウ 保健班

(3) 防疫器具

普通車（消毒機付）、動力噴霧器（二兼式）、電動式噴霧器、その他各種容器等により実施し、必要に応じ借り上げするものとする。

(4) 検病調査及び健康診断

ア 検病調査班の構成

検病調査班は、医師1名、保健師（又は看護師）1名および助手1名で編成する。

イ 検病調査の実施

検病調査班の稼働能力を考慮し、緊急度に応じて計画的に実施するが、たん水地域においては週1回以上、集団避難所においてはできる限り頻回行う。

ウ 検病調査班の任務

（ア）災害地区の感染症患者の発生状況の迅速かつ正確な把握

（イ）未収容患者及び保菌者に対する適切な処理

（ウ）全般的な戸口調査

（エ）前号により疑わしい症状のある者の菌検索及び接触者の保菌者検索

エ 病理調査の結果、必要があるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条の規定による健康診断を実施する。

2 防疫の種類

(1) 清潔方法及び消毒方法の施行

(2) そ族昆虫等の駆除

(3) 臨時予防接種の施行

3 薬剤の備蓄整備

- (1) 防疫薬剤については、計画的な備蓄整備を図るとともに緊急時には速やかに調達できるように調達可能業者に協力を要請するものとする。
- (2) 市においても次のとおり常時備蓄するものとする。

薬剤名	容量	保管数
クレゾール	500 ml入	200 本
オルソ乳剤	500 g入	1,000 本

4 消毒活動

- (1) 浸水地区など感染症が発生するおそれがある地区を重点に消毒を実施するとともに、次の消毒方法によりねずみ、蚊、蝇等の駆除を行う。
- ア 動力噴霧器架載自動車による消毒
- イ 手押噴霧器による消毒
- (2) 避難所の防疫指導
- 避難所生活が長期化する場合は、自主防災組織、自治会の協力を得て、避難所内の防疫指導を行い、衛生管理面の徹底を図るとともに感染症の早期発見に努める。
- (3) 臨時予防接種の実施
- 三重県知事の命令により、被災地区の感染症の未然防止又は拡大防止のため、種類、対象及び機関等を定め、三重県や津地区医師会の協力のもと臨時予防接種を実施する。
- (4) 感染症を未然に防止し、環境の悪化を防止するため、衛生教育を行うとともに、防疫に関する意識の普及及び啓発の広報活動に努める。

5 防疫の基準

- (1) 衛生状態の向上を図るため消毒を実施する場合において、その薬剤基準量は概ね次のとおりとする。

被災住家1戸当たり

薬剤名	流失・全半壊 床上浸水家屋	床下浸水家屋	井戸かん水家屋
クレゾール	500 ml		
オルソ乳剤	500 g	500 g	
次亜塩素酸ソーダ液			100 g

- (2) そ族昆虫等駆除を実施する場合において、その薬剤基準量は概ね次のとおりとする。

被災住家1戸当たり

薬剤名	流出・全半壊 床上浸水家屋	床下浸水家屋
殺虫剤(油剤)	2 ℥	2 ℥
殺そ剤	50 g	50 g

6 廃棄物の処理

(1) 処理体制

被害地域のごみの発生状況と、収集運搬体制及び処理施設の稼動状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷くものとする。

また、市は、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行うものとする。

処理機材、人員等については、可能な限り市の現有の体制で対応することとするが、必要に応じて機材の借り上げ等を行うことにより迅速な処理を実施する。

(2) ごみ処理能力

[ごみ処理施設の処理能力]

施設名	焼却能力
西部クリーンセンター	240 t / 24 時間
クリーンセンターおおたか	130 t / 24 時間
河芸町美化センター	20 t / 24 時間
安芸美清掃センター	10 t / 24 時間

(3) 処理方法

市は、災害により通常の収集場所の使用が不可能となった場合、ゴミ収集にあたり仮集積場所を設置する。

避難所及び災害対策本部が開設した指定以外の避難所等に仮集積所を設置することから、出入り口、輸送路を確認しながら収集車を巡回させ応急処理を行う。

「西部クリーンセンター」「クリーンセンターおおたか」「河芸町美化センター」「安芸美清掃センター」で焼却、白銀環境清掃センターで埋め立て処分を原則とするが、一時的に多量のごみが出ることから、できる限りの分別排出と資源化に努め、市の公共用地、河川敷、海岸等に一時的に集積し、他市町村への委託、県への要請等により焼却を行う。

ただし、県施設の使用に関しては、事前に協議要請する。

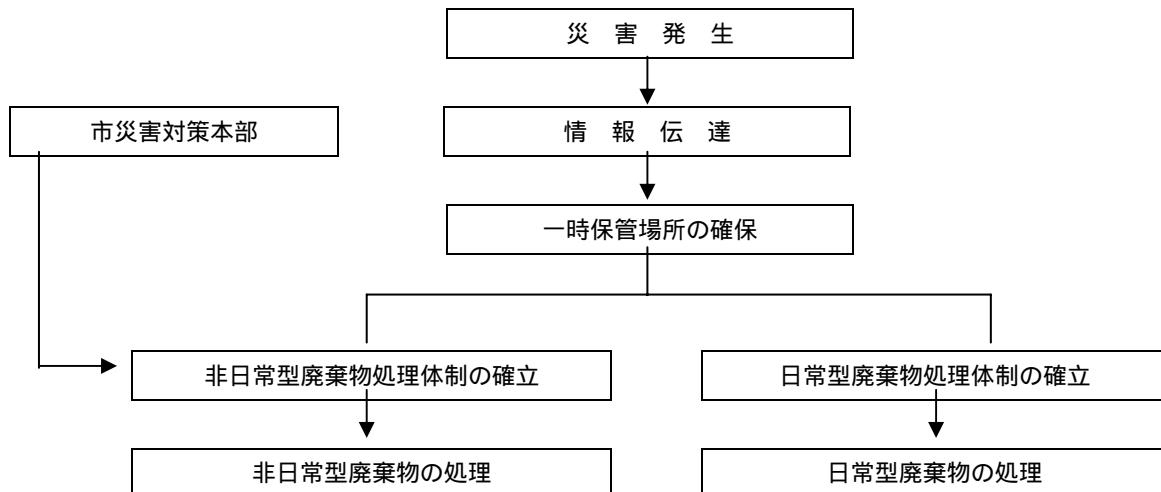
(4) 被災地が広大な場合の措置

被災地が広大なときは、関係業者の協力を要請するとともに、近隣市町村及び県の対応を求めるものとする。

(5) 応援の要請

災害により被害を受け、その処理能力が減少又は停止し、本市のみでごみ処理ができないときは、近隣市町村及び県の応援を求めるものとする。

[ごみ処理対策活動フロー図]



7 し尿処理

災害により、上下水道設備が破壊され水洗トイレが使用できなくなった場合は、し尿の収集見込み量及び共同仮設トイレの必要数を把握する。なお、共同仮設トイレの設置にあたっては、高齢者、障害者に配慮する。また、収集方法については、し尿汲取車により医療機関、避難所等緊急性の高いところから収集する。

(1) 処理体制

し尿の発生量について、発生箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷くものとする。特に、仮設トイレ、避難所の汲み取り便所については、貯蓄容量を越えることがないように配慮するものとする。

(2) し尿処理班の編成

し尿パトロール班及びし尿処理班（津市衛生中継所・津衛生センター・バキュームカー）により編成する。

(3) し尿処理能力

[し尿処理施設の処理能力]

施設名	処理能力
津市衛生中継所（貯留能力）	貯留槽 900 kℓ (300 kℓ × 3 槽)
津衛生センター	1日 157 kℓ
クリーンセンターくもず	1日 140 kℓ

第17節 遺体の搜索・処理・埋火葬

東海地震、東南海・南海地震等大規模地震発生時には、多数の死者、行方不明者が発生することが想定されるため、これらの搜索、処理、埋火葬等を的確に実施する。

1 遺体の搜索

(1) 実施者及び方法

遺体の搜索は、災害対策本部において奉仕団の労力等により救出に必要な舟艇その他機械器具等を借上げて実施するものとする。

ただし、災害対策本部において実施できないときは、他機関から応援を得て実施するものとする。

(2) 応援の要請等

災害対策本部において被災その他の条件により実施できないとき等は、次の方法で応援を要請するものとする。

ア 災害対策本部は、県地方部（健康福祉部）に遺体捜査の応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合等にあっては、近隣市町村等に直接捜索応援の要請をするものとする。

イ 応援の要請にあたっては、次の事項を明示して行うものとする。

(ア) 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所

(イ) 遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴及び持ち物等

(ウ) 応援を求める人数又は舟艇器具等

(エ) その他必要な事項

2 遺体の処理、収容

遺体を発見したときは、災害対策本部は、速やかに所管する警察署に必ず連絡し、その検視を待つて必要に応じ、次の方法により遺体を処理するものとする。

(1) 遺体の処理は、災害対策本部において医療班又は医師が奉仕団の労力奉仕により処理場所を借上げ（仮設）遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置をする。

(2) 埋火葬までの間、適切な場所に安置するものとする。ただし、災害対策本部において実施できないときは、他機関所属の医療班の出動応援を求める等の方法により行うものとする。

3 遺体の埋火葬

埋火葬の実施は、災害対策本部において直接土葬若しくは火葬に付す。ただし、棺及び骨つぼ等を遺族に支給する等現物支給をもって行うこともできる。

なお、埋火葬の実施にあたっては、次の点に留意する。

(1) 事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けたあと埋火葬する。

(2) 身元不明の遺体については、警察、県医師会、県歯科医師会に連絡し、その調査にあたるとともに、埋葬にあたっては土葬とする。

(3) 被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取扱い

による。

なお、埋火葬の実施が、災害対策本部でできないときは、「1(2)応援の要請等」に準じて他機関の応援及び協力を得て実施するものとする。

4 火葬処理の応援

東海地震、東南海・南海地震等の大規模な災害により死体の数が多いとき、又は市火葬施設が損壊し、市施設だけでは処理しきれないときは、近隣市町村に火葬の協力を依頼するとともに県に対して必要な措置を要請する。

第18節 犬、猫、特定動物等の保護及び管理

東海地震、東南海・南海地震等大規模地震発生時に被害を受けた動物等の保護や管理を適切に行う。

1 動物の保護

- (1) 災害発生により被害を受けた動物を、獣医師会などと協力して把握し保護する。
- (2) 獣医師会や民間団体と協力して、逸走した特定動物の人間への危害の発生を防止する。

2 愛玩動物に対する対策

近年、ペットは家族の一員として生活を共にしていることから、避難所及び避難生活においてもその対策が必要となる。

基本的に屋内での避難生活ではペットと同居して避難することは不可能であるため、避難所の屋外の一角をペットの避難場所とし、ペットの保護の方法は首輪等を使用し、市民に迷惑がかからないよう、飼い主が管理することとする。

3 動物の処理

(1) 埋却

埋却に十分な穴を掘り、死体の上に生石灰を散布し、土砂をもって覆うこと。

(2) 燃却

十分な薪、わら、石油等を用い焼却させること。また、焼却後残った灰等は土中に被覆すること。

第19節 住宅の応急確保対策

東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震発生時において、被災住宅による二次災害を防止する。災害により住居を失った被災者のための住宅相談窓口を設置し、住居（既存公営住宅、応急仮設住宅等）を確保する。

1 実施機関

- (1) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は原則として市長が行う。災害救助法が適用された場合においても、知事から委任されたとき、または知事による救助のいとまがないときは市長が行う。
- (2) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に係る建設資材の調達については、社団法人三重県建設業協会等の業界団体に協力を求めて、実施するものとする。

2 応急仮設住宅の建設

災害のため、住家が滅失したり、り災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図るものとする。

3 市営住宅等の活用

市営住宅に入居を希望している被災者に対して、災害被災者用住宅として可能な限り活用を図る。

第20節 公共施設・ライフライン施設等応急対策

東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震発生後、防災活動の拠点となる公共施設等の緊急点検・巡回を実施し、被害状況を把握することで二次災害を防止する。
被災者の生活確保のため、公共施設、ライフライン施設の迅速な応急復旧を行う。

1 公共土木施設

(1) 道路、橋梁

産業経済の動脈であるとともに地域住民の生活基盤となっている道路（緊急輸送道路の確保に引き続き、市民の生活に欠くことのできない重要な生活道路）は、被災後速やかに応急復旧工事に着手し、早期復旧を進める。

又、橋梁についても同様に復旧工事に着手し、早期復旧を進める。

(2) 港湾施設

被災後の地域の状況によって海上の緊急輸送用の拠点として、応急仮桟橋を建設して緊急輸送に対処するよう管理者に要請する。

(3) 河川、海岸

河川及び海岸の堤防並びに護岸については、被災後速やかに応急復旧工事に着手し、浸水を防除するよう管理者に要請する。

(4) 下水道施設

被災後は速やかに応急復旧工事に着手するとともに処理不能となった場合、市民に対して下水排除の制限を行う。

又、復旧には平常時から諸資機材の整備点検を行い、災害に対する安全性の高い応急措置ができるようにする。

2 水道

(1) 水道施設の復旧作業は、他のライフライン事業者（電気、ガス、電話、情報供給機関）との連携を図りながら、関係事業者間の広域応援体制を確立し、その協力を得て早期復旧に努めるものとする。

(2) 水道施設の復旧作業にあたっては、本管、医療施設など緊急を要する施設に接続する配水管など重要施設から優先的に実施するものとする。

(3) 県営用水供給事業からの受水分については、県企業庁と連絡を密にしながら復旧にあたるものとする。

(4) 水道事業の復旧にあたっては、各自の復旧計画に基づき、速やかに実施するものとする。自ら実施が困難な場合は、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、県等に応援を要請する。

「三重県水道災害広域応援協定」要請方法（参考）

- a 県内を5ブロック（北勢、中勢、南勢志摩、東紀州及び伊賀）に分け、各ブロックの代表市町（以下「代表」という。）をあらかじめ定めており、被災市町村は該当ブロックの代表市に要請を行う。
- b 代表者は、応援が必要と認めるときには、災害発生時に設置される三重県水道災害対策本部（以下「本部」という。）に要請する。
- c 本部は、代表者からの要請に基づき応援の調整を行った後、他の代表者を通じて市及び水道用水供給事業者に応援要請を行う。
- d 現地連絡本部が設置されたときは、上記a, bで規定する応援要請は、現地連絡本部が代表者に代わってこれを行う。

3 電力施設応急対策（中部電力株式会社津営業所資料提供）

電力供給設備の災害予防、災害応急対策及び災害復旧は、次に定めるところによる。

（中部電力株式会社津営業所非常災害対策）

地震その他これに準ずる非常災害が発生した場合、復旧活動の迅速化を図り、緊急事態に対応し、その対策に万全を期す。

(1) 地震警戒体制

地震防災対策強化地域判定召集会の連絡を受けた場合

(2) 非常事態

- ア 第一次非常体制・・・災害が予想される場合
- イ 第二次非常体制・・・災害が数時間以内に発生することが予想される場合又は発生した場合
- ウ 第三次非常体制・・・甚大な被害が予想される場合、又は発生した場合

(3) 災害対策本部の運営

- ア 防災本部は管内の被害・復旧状況の把握、復旧計画の策定、対外発表資料の承認、支援対策の確認等を行うため、本部連絡会議を開催する。
- イ 災害対策本部は被害内容等を調査のうえ、外部機関と密接な連絡をとり復旧方針について検討し、復旧対策を実行する。

(4) 地震警戒体制の発令及び解除

- ア 警戒体制の発令及び解除は、判定招集会に基づき、全社に向け社長がこれを行う。
- イ 警戒体制が発令された場合、準備本部の任務に加え、別に定める予防措置等の応急対策業務の他、諸設備の運転業務及び営業・配電部門における緊急保安業務等を実施し非常体制に備える。

(5) 非常体制の発令及び解除

- ア 警戒宣言の発令及び解除は、情報に基づき営業所長及び各所・課（G）長の議を経て営業所長がこれを行う。
- イ 非常体制が発令した場合、それぞれの段階別の非常動員を行う。

(6) 応急対策

- ア 復旧活動並びに支援活動に必要な要員・資機材の確保を行う。
- イ 要員・資機材が不足する場合は、関係会社、他営業所、他支店、各電力会社等に支援を要請する。
- ウ 復旧・支援要員及び物資の輸送手段、ルートの確保を行う。

(7) 復旧方針

ア 災害規模によってヘリコプター等を使用し、電気供給施設の巡視を行い災害規模の把握を早期に実施する。

イ 発変電施設は被害を受けた設備の重要度、被害状況を勘案し保安上支障のない限り、仮復旧及び他のルートからの送電並びに発電機車等の活用によって、順次送電区域を拡大する。

(8) 復旧活動

ア 公共保安の確保を第一に、安全確認を徹底しながら復旧活動を行う。

イ 高圧線被害等の危険箇所の公衆災害防止は速やかに対処するが、緊急かつ機動力を要する場合は県警察、自衛隊の出動を要請する。

(9) 広報サービス

ア 二次災害防止等の電気事故防止、被害状況、復旧状況を主体としたPRを広報車及びテレビ、ラジオ等の報道機関を通じて行う。

イ 上記PRの他、需要家の要望に応えるため、必要に応じて移動営業所を設置する。

(10) 情報連絡

ア 地域復旧体制への協力及び情報収集、緊急車両の通行及び船舶・ヘリコプター等の運用のため、地方自治体、県警察、公共機関等との連携を保つ。

イ 必要に応じて、災害対策本部に要員を派遣する。

4 ガス施設応急対策（東邦ガス株式会社津営業所資料提供）

災害時においてガス施設を防護し、二次災害防止を図るとともに復旧計画の策定の迅速化を図り緊急事態に対応し、その万全を期するため、次のとおり定める。

(1) 非常体制

ア 警戒体制

警戒体制としてその状況により、第一次警戒体制・第二次警戒体制・第三次警戒体制・東海地震警戒体制をとる。

イ 復旧体制

復旧体制としてその状況により、第一次復旧体制・第二次復旧体制・第三次復旧体制をとる。

(2) 非常時における緊急措置

ア 情報収集

ガスによる二次災害を防止するため的確な措置を緊急に実施するため、供給区域にかかる地域内の被害情報を迅速に収集し、緊急巡回調査等によりガス施設の被害情報を把握する。

(ア) 地震計情報

(イ) ガス製造所の施設の状況及び送出量の変動

(ウ) 供給所ガスホルダーの送出量の変動、または主要整圧器等の圧力の変動

(I) ガス漏えい通報の受付状況

(オ) 事業所建屋及び周辺家屋の被害状況

(カ) 動員した要員の報告による市街の状況及びガス施設の被害状況

(キ) 一般情報

a 震度情報

b 一般被害情報

テレビ・ラジオによる一般公衆の家屋被害情報及び人身被害発生情報、並びに電気・水道・

交通・通信、放送施設、道路、橋りょう等の公共施設の被害情報

c 対外対応状況

県・市町村災害対策本部及び警察・消防、並びに関係官公署・関係機関からの情報

d その他災害に関する情報（交通状況等）

イ 緊急巡回点検の実施

動員等により巡回要員が確保され次第、直ちに緊急巡回調査を行い、主要なガス施設及び供給区域の家屋等の被害状況を把握する。

ウ 地震時の供給停止の判断

(ア) 地震が発生した場合、以下のような大きな災害が確認された地域では即時にガス供給を停止する。

a 複数の地震計のS I値が60カイン以上を記録した場合

b 製造所または供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の大変動により供給継続が困難な場合

(イ) 地震が発生した場合、ガス工作物の被害が予測される地域（地震計のS I値が30カイン以上。ただし、複数の地震計のS I値が60カイン以上を除く。）では直ちに以下のよう情報収集を開始し、経時的に得られるそれらの被害状況等から、ガスの工作物による重大な二次災害のおそれがあると判断される場合は、速やかにガス供給を停止する。

なお、二次災害のおそれの有無の判断は可能な限り速やかに行う。

a 道路及び建物の被害状況

b 緊急巡回点検による主要ガス導管の被害状況

c ガス漏えい通報の受付状況

エ 緊急連絡体制

地震発生の被害状況、供給停止の緊急措置、応援復旧に係る情報連絡や応援要請を関係機関に行う。

(3) 保安管理

供給継続地区のお客様からのガス漏えい通報に対しては、処理要領に基づき迅速かつ適切に対応し、ガスによる二次災害の防止に必要な措置を講じる。

(4) 広報

大規模地震が発生した直後は、速やかに報道機関、自治体、警察、消防との連絡を密にし、広報活動の協力を得ながら時間的経過を踏まえて、状況に対応した適切な広報を実施する。

5 通信施設応急対策（西日本電信電話株式会社三重支店資料提供）

(1) 西日本電信電話株式会社三重支店

西日本電信電話株式会社三重支店は地震発生時には、速やかに応急措置、応急復旧工事に着手するものとする。

ア 災害対策

(ア) 災害対策体制

状況により必要と認められるときは、災害対策本部又は情報連絡室を設置する。

(イ) 本部又は連絡室の設置については、災害等の規模により支店長等が決定する。

イ 本部の組織

- (ア) 本部長 NTT西日本三重支店長
- (イ) 副本部長 NTT東日本三重社長、NTTマーケティングアクト三重社長、NTTビジネスソリューションズ三重社長
- (ウ) 本部役員 三重支店災害対策本部班長及びNTTグループ会社部長

ウ 本部の業務

- (ア) 災害等の状況及び被害に関する情報収集及び伝達をすること。
- (イ) 災害応急対策及び災害復旧に関する具体的な方針決定及び応急復旧、本復旧に関すること。

エ 各班の任務

- (ア) 情報統括班
 - a 本部運営及び各種調整に関すること
 - b 災害に関する社内・外情報の収集及び本部等への周知に関すること。
 - c 行政の災害対策機関との連絡協力に関すること。

(イ) 設備復旧班

- a 電気通信設備の応急復旧計画に関すること。
- b 出勤可能な要員の確保と手配に関すること。
- c 災害対策機器の検討と出動に関すること。
- d 復旧用資材及び工事用車両の手配に関すること。
- e 回線の切替え及び規制措置に関すること。
- f 特設公衆電話の設置に関すること。

(ウ) お客様対応班

お客様への影響把握と臨時営業窓口の開設等に関すること。

(エ) 広報班

- a 報道関係機関に対する情報提供に関すること。
- b 通信、電話の利用についての広報に関すること。

(オ) 総務厚生班

- a 復旧要員の宿舎の設営、非常炊き出し、補食を処理すること。
- b 社屋及び交換所等の保全について事前の手配及び応急的な措置を行うこと。
- c その他各部門についての庶務的事務を行うこと。

オ 通信設備

(ア) 各施設に対する応急措置

- a 津波、高潮に備え対象交換所は防潮板等により防護を行う。
- b トラヒックを通じて、交換機等通信設備の監視強化を行う。
- c 屋外設備については道路の陥没、橋りょう、家屋の倒壊、火災等により被害を免れないと想定される。このため、重要ケーブル等については、その影響度合いを確認するものとする。

(イ) 段階的な応急対策

- a 発災直後の緊急復旧（初動体制）

震災直後から実施するものであり、災害用機器及通信路線の仮復旧等で災害復旧に必要な緊急臨時回線の作成、長期避難所への特設公衆電話の設置等緊急の通話を確保するまでの対策とする。

又、復旧方法は屋外線及び仮ケーブル等による復旧、重要市外伝送路のマイクロ方式によ

る救済、自家発電及び移動電源車の活用等である。

b 第一次応急復旧・・・重要回線及び公衆電話等の通話確保まで

対策は重要加入者及び重要専用線の救済、ボックス公衆電話の復旧、孤立地域の通信途絶解消等とする。又、復旧方法は屋外線、架空ケーブル及び地下ケーブルの仮工事等による復旧、非常用移動電話局装置、移動無線車及びポータブル衛星通信システムによる復旧等とする。

c 二次応急復旧は、被害地の復旧状況に対応して加入電話等がほぼ使用可能となるまでの対策とする。

(2) 株式会社NTTドコモ東海三重支店

非常災害の発生又は発生するおそれのある場合における、移動通信施設の防護並びに応急復旧の促進については、次に定めるところによる。

ア 災害対策機関

(ア) 状況により必要と認めるときは災害対策本部又は情報連絡室等を設置する。

(イ) 本部又は連絡室の設置については災害等の規模により支店長等が決定する。

イ 本部の組織

支店長を本部長とし、本部は情報連絡班・応急措置班・お客様対応班・総務経理班等の各班により構成する。

ウ 応急措置

対象地域に対するトラヒックを通じた状況の把握と、必要に応じてトラヒック規制措置等を実施する。また、各交換機・電力設備等の運用状態、停電状態を把握し、その影響度合を確認するものとする。

エ 応急復旧

電気通信施設を緊急に復旧する必要があるため、災害対策用機器、応急用資機材等により簡易な方法によって仮設備で復旧するなど重要度に合わせて段階的に行う。

(3) 日本放送協会津放送局

ア 大規模地震が発生した場合は、緊急出動体制を取り、取材・放送にあたる。

イ 放送は総合テレビ・ラジオ第一放送を基幹メディアとするが、被害の状況によって教育テレビ・衛星放送・FM放送などを活用し、災害報道に万全を期す。

ウ 安否情報など個人情報については、必要性が認められる場合は、関係部局と連絡を取りながら対応する。

(4) 三重テレビ放送株式会社

ア 放送体制

(ア) 非常災害対策要綱により災害対策本部を設置する。

(イ) 災害対策本部は動員計画表により、放送実施に必要な職員を確保する。

(ウ) 災害特別放送実施要項に基づき、緊急放送を実施する。

イ 放送応急措置

(ア) 演奏所

商業電力が停止した場合、非常用電源施設により、災害情報放送の送出を継続する。被災に

より演奏所が機能を失った場合は、中継車を臨時の演奏所とし、最小限の緊急放送を継続する。

(1) 送信所・中継局

商業電力が停止した場合、長谷山送信所・伊勢中継局・青山中継局等の各基地局は、非常用電源施設により放送を継続する。

(5) 三重工エフエム放送株式会社

ア 放送体制

非常災害対策本部を設置し、災害放送体制の確保を図る。

イ 放送応急措置

(ア) 放送対策

災害規模に応じ通常番組を中止し、あるいはそのままで適宜に「臨時ニュース」「災害特別番組」として、災害情報、安否確認、生活情報等を放送する。

(イ) 施設対策

本社及び放送所は商用電源が中断しても、非常用自家発電機により放送を継続する。

(ウ) 県との連絡

県との情報交換を密にするため、防災無線を活用するほか、状況に応じて社員を県へ派遣して連絡に充てる。

6 公共交通機関施設応急対策

(1) 東海旅客鉄道株式会社

現地被災の実情を敏感に把握し、人命救助を第一として適切な初動体制のもとに被災列車の救援救護を最優先に行う。又、鉄道施設被害の応急処置をとり、輸送業務を早急に復旧する。

なお、旅客及び公衆の動搖、混乱の発生防止のため情報機能の維持に努める。

ア 災害時の活動組織

東海旅客鉄道株式会社に地震対策本部及び被災現地に現地対策本部を設置し、応急活動を行う。

イ 初動措置

(ア) 保守担当区の措置

地震災害により列車の運転に支障を生じる事態の発生、又は発生が予想される場合は、線路、トンネル、橋りょう、重要建造物、電車線路及び信号保守設備等の巡回、固定警備を行う。

(イ) 列車の措置

乗務員は地震を感じたときは速やかに停止の措置をとる。ただし、危険な箇所に停止した場合は安全な箇所に移動させる。又、状況によっては旅客の避難、救出救護の要請を行うとともに、関係箇所に対し必要事項の速報をする。

(ウ) 駅の措置

駅長は震度に応じて列車防護及び運転規制を行う。又、直ちに営業を中止し、速やかに情報収集を行い、必要に応じて救護所の開設、医療機関への救援を要請する。

(I) 列車運転規制の基準

輸送指令員は地震が発生した場合は、次により運転規制を行う。

地 震 加 速 度	運 転 規 制
80 ガル以上	1 全列車の運転を中止する 2 初列車の運転速度を 25km / h 以下で注意運転する
40 ガルから 80 ガル 未満	初列車の運転速度を 25km / h 以下で注意運転する

(オ) 旅客の避難誘導及び救出救護

a 避難誘導

駅において駅長は、被害の状況により旅客への広報を積極的に行い、避難についての駅員の指示に従うよう協力を求める。

列車内において乗務員は、被害状況について積極的に案内を行い、協力を求める。又、被害の状況、救出救護の手配、避難場所その他必要事項について列車指令（最寄りの駅）に連絡の方法を講じる。

b 救出救護

地震のため列車の脱線、転覆、又は建造物の崩壊等によって死傷者が発生したときは、駅長及び乗務員は直ちに救出救護活動を行う。

地震対策本部長は、災害の実情に応じ運転事故及び災害応急処理取扱細則等の定めるところにより、直ちに救護班の派遣を指示する。

又、現地対策本部長は現地社員を指揮し、救護の地域防災関係機関と協力し、最善の方法で救出救護活動にあたる。

c 災害時の初動措置

d 震災状況の早期収集及び関係箇所へ連絡指示

e 復旧体制の確立

f 他機関との応援体制

災害により列車の運行が不能となった場合には、あらかじめ定められた他の運輸機関と打合せのうえ、鉄道による振替輸送、またはバスによる代行輸送の取扱いを行う。

(2) 近畿日本鉄道株式会社

震災に対しては人命尊重を第一とし、被害を最小限に防止するとともに速やかに災害の復旧に努める。

ア 震度別列車運転基準

震度 4 の場合は注意運転、震度 5 弱の場合は運転中止

イ 関係者の措置

(ア) 運転指令者は、震度、被害、列車運行等の状況把握に努め、列車に対して適切な指示を行う。

この場合、震度 5 弱以上と判明したときは、線路に異常がないことを確かめるまで列車の運転を見合わせる。

(イ) 駅長は、付近の状況把握に努め、列車運転上危険と認められたときは運転指令者に報告するとともに、列車の運転を見合わせる。

(ウ) 運転士は、地震を感じたとき速やかに安全な位置に停車し、運転指令者からの指令に留意するとともに、進路の異常の有無を確かめる。付近に異常が認められないときは最寄りの駅まで注意運転を行い、駅長の指示を受ける。

(エ) 施設関係各区長は、震度 4 以上と認めたときは要注意箇所を点検する。震度 5 弱以上と認め

たとき、又は指令を受けたときは至急巡回点検する。

(3) その他の鉄道事業者

伊勢鉄道株式会社についても同様の体制を整備するものとする。

(4) バス（一般乗合旅客自動車運送事業者）

県内における一般乗合旅客自動車運送事業者の地震対策計画は、三重交通株式会社を参考としたので、他の事業者においても防災体制の確立を図るものとする。

三重交通株式会社の震災対策計画

地震災害発生時における速やかな応急措置、復旧については、人命尊重を第一にして輸送の確保を図る。

ア 災害発生時の組織対応

災害対策本部を設置し、被災現地への救援活動を行うとともに情報収集、連絡を行い、必要に応じ応急計画に沿って、組織の一部を派遣し応急復旧にあたる。

イ 運転基準

(ア) 乗務員は地震を感じたときは直ちに運転を停止させ、輸送の安全確保を行い、車両を安全な場所に避難させるとともに、旅客の保護に努める。

(イ) 前項の措置をとった後、輸送の安全確保にとって必要な情報収集を行うため、車両搭載の無線・有線を使って速やかに運転管理者に連絡・報告し以降の指示を受ける。

ウ 旅客の広報・避難誘導

(ア) 乗務員は震災状況等、情報収集の範囲において旅客への広報を積極的に行い、安全確保のための協力を求める。

(イ) 運行を中断したときは、速やかに車内に現存する旅客の人員を把握し、旅客の生命に危険が予想されるときは、直ちに安全な場所への避難誘導を行い、救助、応援の依頼等、旅客の保護のための必要な処置にあたる。

第21節 危険物による二次災害防止対策

東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震発生時における、危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物保管施設、火薬類貯蔵施設、放射性物質施設等の損傷による二次災害を防止する。

1 連絡体制の整備

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等による被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、施設等の責任者と密接に連絡をとるとともに、県をはじめ関係機関と十分連携し応急対策を実施する。

2 対 策

(1) 危険物施設

関係事業所の管理者、危険物取扱者等は関係機関の指導を受けて、危険物施設の実態に即して応急対策を次のとおり講じる。

- ア 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある場合、作業及び移送の停止並びに施設の応急点検
- イ 危険物の混触発火等による火災の防止及び異常反応、タンク破壊等による流出、拡散の防止並びに初期消火活動の徹底
- ウ 災害発生時の危険物に対する自衛消防組織と活動要領の確立
- エ 災害状況の把握と関係機関及び関係事業所相互間の連携活動による従業員並びに周辺地域住民等に対する人命安全措置の強化

(2) 火薬保管施設

火薬保管施設は、地震火災、爆発の危険が大きく、施設の地震被害を最小限にとどめるため、関係事業者は危険予防規定を整備し自主防災体制を確立しておく。

又、火薬保管施設の二次災害防止のため、警察、消防機関との連絡を密にし施設に対して自衛保安に必要な指示を行う。

(3) ガス施設等

災害における危険時に際して、ガス事業者、高圧ガスの販売所・貯蔵所等の事業主は関係機関(県、市、消防機関等)に届け出る。

- ア 消防機関への出動命令及び警察官等への出動要請
- イ 警戒区域の設定に伴う立ち入り制限、禁止、退去
- ウ 物的应急公用負担の権限及び障害物の除去等の権限
- エ 災害応急対策は次のとおりである。

(ア) 関係機関及びガス事業者は、事故発生後直ちに出動し相互連携をとりつつ速やかに危険区域の住民に事態を周知、住民の安全を確保する。

(イ) ガス事業者等は、ガス施設等が危険な状態になったときは直ちにガスを遮断するためバルブの締め切り等のあらゆる措置を行い危険を回避する。

(ウ) ガス事業者等は、事業関係者であることが識別できる腕章等を着用する。

(エ) 消防機関は、ガス事業者等と協議のうえ危険区域を中心に交通規制を行い、危険区域への立

ち入り規制をする。又、市は防災関係機関と協力のもと地元住民を安全な場所に避難誘導する。

(4) 毒劇物施設

地震災害により被害を受け、毒劇物が飛散漏洩等の事故が発生した場合、毒劇物営業者及び業務上取扱い業者等は保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに所轄の関係機関に届出るものとする。

又、市、県等関係機関は密接な連絡を取り合い、住民に対する広報、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被害者の救出救護、避難誘導等の措置を行う。

第22節 応急教育対策

東海地震、東南海・南海地震等大規模地震の発生時又はそのおそれがある場合に、児童生徒及び幼稚園児の安全確保を図る。

被災した教育施設の機能を速やかに回復する。

市内文化財の被害を未然防止または被害拡大防止を図る。

1 実施機関

- (1) 市立小中学校、幼稚園の応急教育及び教育施設の応急対策は、教育委員会が計画し実施する。
- (2) 災害に対する市立小中学校及び幼稚園の措置については、教育委員会の計画に基づき校長、園長が具体的な応急対策を講じる。
- (3) 教材、学用品の確保については市長が実施する。

2 児童生徒等の保護

児童生徒・幼稚園児の安全を確保するため、危険が予想される場合は、教育長又は校長、園長、所長の判断で、次により臨時休校（園）の措置をとる。

- (1) 災害が始業後にあった場合は、早急に児童生徒・幼稚園児を帰宅させることとし、その際は、危険防止等についての注意事項を徹底させるとともに、必要に応じ教職員等が地区別に付き添うものとする。なお、幼稚園については、保護者等に連絡し引き渡すものとする。
ただし、保護者が不在の者又は居住地域に危険のおそれがある者は、学校等に保護する。
- (2) 登校（園）前に休校（園）の措置をとったときは、直ちにその旨を保護者、児童生徒等に連絡する。
- (3) 校長等は、地震等で校舎等が危険であると予想される場合は、直ちに教育委員会等に報告し、適切な臨時避難の措置を行うとともに、教職員等を誘導にあたらせる。

3 教育施設の応急対策

(1) 施設等の被害状況の報告

施設管理者は、災害の規模、児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会等に報告するものとする。教育委員会等は、報告に基づき校舎等の管理に必要な職員を確保し、直ちに現場に派遣し教職員等と協力して万全の体制を確立する。

(2) 施設の応急対策

- ア 校舎等の一部が使用できない場合は、特別教室、講堂、屋内体育館等を利用し授業を行う。
- イ 応急修理のできる場合は、速やかに修理のうえ使用する。なお、上記事項については、関係機関が協議して定めるものとし、その決定事項は、教職員、児童生徒及び市民に周知するものとする。
- ウ 黒板、机、椅子その他施設の修理可能なものは応急修理を行い、不足する場合は隣接の学校等の協力により措置する。

工 状況を速やかに把握し、関係機関と密接に連絡のうえ、被害地域の状況に応じて被害僅少の地域の学校施設、公民館、その他の施設を借り上げる。

4 学用品の調達及び確保

(1) 納入の対象

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失又はき損し、就学上支障をきたした児童生徒等に対し被害の実情に応じ、教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を支給する。

(2) 納入の方法

学用品の納入は、市長(災害救助法が適用された場合は知事の委任による市長)が行う。

5 文化財の保護

(1) 被害報告

国・県・市指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者、管理団体は、被害状況を調査し、その結果を速やかに教育委員会に報告するものとする。

(2) 応急対策

国・県・市指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者、管理団体は、市指定文化財にあっては教育委員会の指示に、また国・県指定文化財にあっては県教育委員会の指示に従い、その保存等を図るものとする。

所有者等は教育委員会の指示・助言に従い、その保存等を図るものとする。ただし、人命に関わるような被害が発生した場合には、この限りではない。

6 り災児童生徒等の保健管理

(1) り災児童生徒等の心の相談を行うため、保健室におけるカウンセリング体制の確立を図る。

(2) 学校の設置者は応急処理器材を、各学校に整備し、養護教諭等が応急措置にあたる。

7 給食の措置

学校給食は、次のような事情を十分留意して、できる限り継続して実施する。

(1) 給食施設が被害を受け、自校調理が不可能な場合は、隣接校等の協力により実施する。

(2) 災害救助のための炊き出しに学校給食施設を使用した場合は、給食と炊き出しとの調整を十分留意する。

(3) その他給食の実施が外因的事情により不可能なときは中止する。

第23節 災害時要援護者への支援

避難や救出の困難さ、避難所生活の困窮等、災害にさまざまなハンディキャップのある高齢者、障害者や乳幼児等の要救護者への支援を、迅速、適切に実施する。

1 災害発生直後の支援策

(1) 安否確認

民生委員、自治会、自主防災組織、地区社会福祉協議会、関係団体、地域ボランティア団体等の協力を得て、速やかに障害者等在宅要救護者の安否確認を行う。

(2) 福祉ニーズの把握

被災した在宅要救護者が居宅、避難所及び応急仮設住宅等においても、福祉サービスが継続して受けられるよう安否確認とあわせて福祉ニーズを把握する。

2 災害時要援護者の把握

(1) 一次調査

避難所要員は、避難所を開設した場合、自主防災組織、自治会やボランティア等の協力を得て、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査（一次調査）を行う。

(2) 二次調査

救助部は、避難生活が長期化する場合、指定避難所において避難者名簿（一次調査）に基づき、災害時要援護者の所在、被災状況、介護の必要性を調査・確認する。

3 避難所等での災害時要援護者対策の推進

救助部は、避難所において生活する災害時要援護者のために、移動の円滑化、障害者用仮設トイレの設置等、災害時要援護者のための設備の充実を図る。又、避難空間については、トイレ等の利用のしやすさ、騒音・出入り口の配慮などを積極的に行うとともに、介護器具及び盲導犬利用者等への配慮を行う。

4 福祉避難所への避難

避難所での避難生活が困難な災害時要援護者は、一次調査・二次調査の結果から、福祉避難所への避難を実施する。

5 在宅福祉サービスの継続的提供

(1) 救助部は、被災した要救護高齢者、障害者等に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努め

る。

- (2) 救助部は、社会福祉施設の早期開設に努め、高齢者や障害者等に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。

6 その他の支援策

(1) 相談窓口の開設活動の要請

高齢者や障害を持つ人等に対しては、地域住民を中心としたきめ細かな救護体制を確立し、早期に相談窓口を設置する。

(2) 巡回相談の実施

避難所を定期的に巡回し、保健・福祉に関する相談窓口を開設し、避難所周辺の住民も含めた相談業務を行うとともに、地域保健・福祉ニーズの把握に努める。

(3) 災害情報の提供

関係団体は、ボランティア等の協力を得て、障害者や外国人等の要援護者に対して、災害情報の提供を行う。

ア 手話通訳者等の支援団体に情報を提供することにより、視聴覚障害者に確実に情報が伝達されるよう配慮する。

イ ラジオ、テレビ、広報車等の利用や障害者等の支援団体に情報を提供することにより、視聴覚障害者に確実に情報が伝達されるよう配慮する。

ウ 国際交流団体や外国人等の支援団体に情報を提供することにより、日本語を解さない外国人に確実に情報が伝達されるよう配慮する。

第24節 災害ボランティアの受け入れ

災害発生後、被災者の生活や自立を支援するため、市、県、日本赤十字社三重県支部、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、社会福祉法人津市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は相互に協力・連携し、ボランティアが被災者ニーズに応えて支援活動が円滑に展開できるよう、次のとおり定める。

1 ボランティア受入体制の整備

(1) 受入窓口

救助部は、関係各部と連携し、ボランティアの受入・活動の調整を行う窓口を設置する。

(2) 活動拠点の提供

救助部は、関係各部と連携し、ボランティア活動に必要な場所として市内の公共施設等を活用し、「市ボランティアセンター」を設置し、ボランティア団体へ情報を提供する。また、県が地方部に設置する「地域ボランティア情報センター」と連携する。

(3) 事前登録

災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、災害ボランティア・コーディネータ等を事前に登録し、その育成に努める。

2 ボランティアの活動の範囲

(1) 活動の範囲

災害発生時のボランティア活動の範囲は、被災世帯への救援物資の配給、たき出し、情報伝達等とし、その後の状況等により、活動の範囲を広げていくものとする。

(2) 活動項目

- ア 災害発生初期の避難所等における運営への協力
- イ 被災者に対するたき出し、飲料水輸送等の協力
- ウ 被災者に対する救助物資の配分及び輸送等の協力
- エ 高齢者、障害者等要援護者の安否確認への協力
- オ 高齢者、障害者等要救護者の介助への協力
- カ 被災者が行う被災家屋からの家財搬出等への協力
- キ 地域における生活関連情報等の収集及び被災者への提供
- ク 災害時における情報収集活動への協力（外国語、手話通訳要員等を含む）
- ケ こころのケアへの協力

第25節 災害義援金・義援物資の受け入れ

市民や他県の市町村等からの義援金品を、迅速かつ適切に被災者に配分する。

1 実施機関

災害義援金品の募集、輸送及び配分は、三重県共同募金会、社団法人日本赤十字社三重県支部、社団法人三重県社会福祉協議会、県、市、その他各種団体が共同し、あるいは協力して行うものとする。

2 保管

義援金及び見舞金（有価証券を含む。）については、災害対策本部本部室において一括取りまとめ保管し、義援品等については、各関係部・機関において保管するものとする。

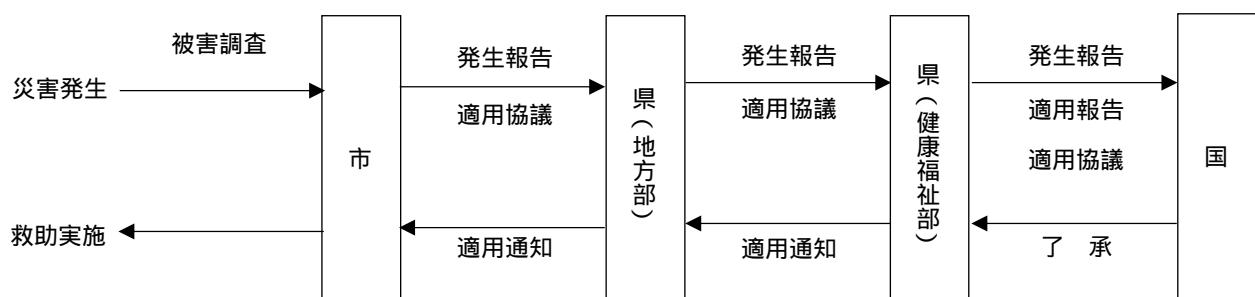
3 配分、輸送

- (1) 義援金及び義援品の配分計画については、災害対策本部本部室及び関係部・機関と協議のうえ策定する。
- (2) 義援金及び義援品は、速やかに災者に届くよう、関係部・機関を通じて配分、輸送するものとする。

第26節 災害救助法の適用

東海地震、東南海・南海地震等の大規模な地震においては、家屋の倒壊をはじめとして、火災、津波、土砂崩れなど各種災害の多発によって、多大な人的、物的被害が発生することが予想され、災害救助法に基づく救助実施の必要が生じるので、必要と認められたときは速やかに所定の手続きを行うものとする。

〔各部の情報伝達活動〕



1 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号 以下「施行令」という。) 第1条に定めるところによるが、市における具体的適用基準は概ね次のとおりとする。

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
(1)市内の住家が滅失した世帯の数	市 100世帯以上	第1条第1項 第1号
(2)県内の住家が滅失した世帯の数 かつ市内の住家が滅失した世帯の数	県 1,500世帯以上 かつ 市 50世帯以上	第1条第1項 第2号
(3)県内の住家が滅失した世帯の数	県 7,000世帯以上	第1条第1項 第3号
(4)災害が隔絶した地域で発生したもである等被災者の救護が著しく困難とする特別の事情がある場合	市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められるとき(注1)	第1条第1項 第3号
(5)多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受ける恐れがある場合	(知事が厚生労働大臣と事前協議を行う必要がある)	第1条第1項 第4号

(注1)については、知事が厚生労働大臣と事前協議を行う必要がある。

2 適用手続き

市域の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を県知事に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて手続きをする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 適用を要請する理由
- (4) 適用を必要とする機関
- (5) 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- (6) その他必用な事項

3 被災世帯の算定基準

(1) 住家の滅失等の認定

「災害救助法適用基準」による被害認定方法を用いる。

(2) 住家の滅失等の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたり、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とするものであるが、住家が半壊又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

4 救助の種類と実施権限の委任

(1) 災害救助法による救助の種類

- ア 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与
- イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供与
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 災害にかかった者の救出
- カ 災害にかかった住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金の貸与
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 死体の搜索及び処理
- サ 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 知事から委任を受けた市町村長は、委任された救助の実施責任者となる。

(3) (1)のキにいう生業資金の貸付については、各種の貸付金制度が充実されているため、事実上停止しており、これに代わって「災害弔慰金の支給等に関する法律」による支給や貸付が実施されている。

5 救助の実施内容

救助の内容等については、「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表(資料編)によるものとする。

第2章　自衛隊の災害派遣

第1節　災害派遣の要請

市民の生命、財産を保護するため市長が自衛隊の救援を必要と判断したときは、法第68条の2の規定に基づき、知事に自衛隊の災害派遣要請を行うなど自衛隊派遣要請に関し、次のとおり定める。

1 災害派遣要請の基準

- (1) 災害が発生し、災害対策本部の職員だけでは、市民の生命、財産の保護が困難で自衛隊の出動が必要と認められるとき。
- (2) 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に予防方法がないとき。

2 災害派遣要請の手続き

(1) 市長の派遣要請の要求

市長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請書に次の事項を記入し、県民局長を経由して知事（防災危機管理局防災チーム）に提出するものとする。ただし、事態が急を要するときは、電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

また、市長は人命救助等事態が急迫し、速やかに自衛隊の派遣を要すると認められる場合は、知事に派遣の要請を求めることができる。その後、必要に応じて直接自衛隊に対し事態の状況を通報することができる。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、市長はその旨及び市の地域に係る災害状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。ただし、事後速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知するものとする。

ア 災害の状況及び派遣要請を要求する事由（特に災害区域の状況を明らかにすること。）

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

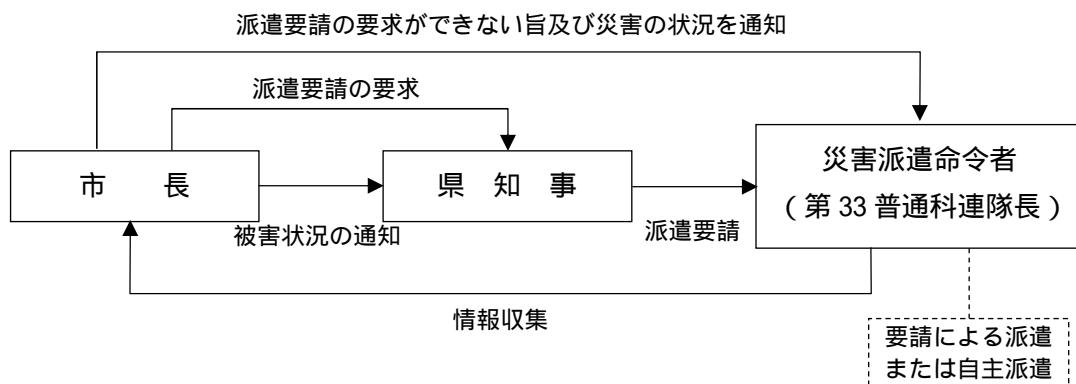
エ その他参考となる事項

緊急時派遣要請要求先電話番号

防災危機管理局防災チーム 224-2189

要　請　先	所　在　地	電　話　番　号
陸上自衛隊 (第33普通科連隊長)	津市久居新町975	255-3133 (内線236 夜間302) 防災行政無線 4010
航空学校	伊勢市明野5593-11	0596-37-0111

(2) 引き続き災害派遣を必要とする場合は、知事に派遣要請を行うものとする。



3 災害時の緊急派遣

災害が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第33普通科連隊長または航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。(自衛隊法第83条第2項ただし書きに規定する自主派遣)

この場合、市長等は、陸上自衛隊第33普通科連隊長または航空学校長に直接災害の状況等を通知することができる。

第2節 派遣部隊の受け入れ体制

派遣部隊の活動に必要な受け入れ体制について定める。

1 派遣部隊の受入体制

市は、派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮するものとする。

- (1) 派遣部隊と市との連携窓口及び責任者の決定
- (2) 作業計画及び資機材の準備
- (3) 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- (4) 住民の協力
- (5) 派遣部隊の誘導

2 費用の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、市の負担とする。ただし、2つ以上の地域にわたる場合は、関係市町村が協議して負担割合を定めるものとする。

- (1) 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置及び通話料金
- (2) 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水費、入浴料
- (3) 活動のため現地で調達した資機材の費用

その他必要な経費については、事前に協議しておくものとする。

3 ヘリポートの指定と取り扱い

ヘリポートについては、資料編に示すとおりとする。

第3節 派遣部隊の業務及び撤収

派遣部隊の業務と撤収要請について定める。

1 派遣部隊の業務及び撤収

(1) 業務

派遣部隊は、人命及び財産の保護のための活動を行うものとする。

(2) 撤収

派遣部隊が目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、市長は、関係機関の長及び派遣部隊の長等と十分協議を行ったうえ、知事に災害派遣部隊の撤収要請を行うものとする。

2 災害派遣を命ぜられた自衛官の権限（自衛隊）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官が、その場にいない場合に限り次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。

- (1) 自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両、その他物件の移動命令、車両、物件の破損
- (2) 避難の措置・立入
- (3) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限禁止及び退去命令
- (4) 他人の土地等の一時使用等
- (5) 現場の被災工作物等の除去等
- (6) 住民等を応急措置の業務に従事させること